

令和3年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月15日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	広 瀬 守 克	2 番	藤 橋 直 樹
3 番	若 原 達 夫	4 番	北 川 静 男
5 番	関 谷 守 彦	6 番	森 健 治
7 番	森 清 一	8 番	馬 淵 ひろし
9 番	松 野 貴 志	10 番	今 木 啓一郎
11 番	杉 原 克 巳	12 番	棚 橋 敏 明
13 番	庄 田 昭 人	14 番	若 井 千 尋
15 番	広 瀬 武 雄	16 番	若 園 五 朗
17 番	松 野 藤四郎	18 番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都市整備部長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

傍聴者の皆様方にありましては、別室での傍聴、大変申し訳ございませんが、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

○議長（広瀬武雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

13 番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○ 13 番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号 13 番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、1 日目の 1 番の一般質問をさせていただきます。

緊急事態宣言発令に伴い、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、感染防止対策に取り組み、本日は傍聴者の皆様には御理解をいただき、別室にて傍聴をいただいておりますが、これも感染防止、映像配信の一つとして考えていただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

質問は、6 月議会より、市街化調整区域について調べ、農地法について勉強を改めてさせていただきました。農地法は、その目的は、農地は食料自給率に関わるため、国にとっては重要な土地であり、そのため農地法では、農業者の権利を守るとともに農業生産を促進し、国民に安定した食料供給を行うため、農地などの売買による権利移動や転用の制限が規定されております。分かりやすく言えば、主に 2 点について規定する法律だと分かりました。

農地の売買、農地の農地以外への転用についてであります。農地法の歴史は、戦後 GHQ により推進された農地改革原則の恒久化が目的の一つとなっており、古くからあることも分かりました。農地の売買や農地以外の転用を規定していますが、そこで 1 点目の質問は、農業の推進についてとさせていただきます。

2 点目は、市民の不安の一つである下水道事業についてであります。これは、一般質問において、各議員が様々な角度にて下水道事業について質問や提案などがされてきましたが、議会としては、当初に下水道事業について特別委員会を設置して検討されたことは、もう 10 年近くなるのではないかと考えます。やっとなんかここまで来たのか、いよいよ始まるのかと考えるのは個

人の差が大いにあると考えますが、市民の声は賛成意見と反対意見、興味のない、何も知らない方々でございしますが、関わる方にとっては真剣な問題でしょう。様々な形で分かりやすく丁寧な説明が必要ではないかと考え、質問の2つ目とさせていただきます。

それでは、以下は質問席よりさせていただきます。

それでは、農業の推進についてを質問させていただきます。

市街化調整区域、以下、調整区域といたしますが、調整区域でも施設を建てることができないのかと、市へ提案する前に調査することにいたしました。農地法は厳しく、農地区分として5つに分けられ、生産性の高い優良な農地では原則不許可として農地が守られています。提案場所は、市街地近郊農地と考え、今後も市街地として発展する可能性のある区域内として許可されるのではないかと考えましたが、現時点では、農地法上許可されないことが確認されました。農業の生産促進のため、農地や生産者を守るためでありました。そこで、質問は、瑞穂市の農業についてどのようになっているのか、どんなことが必要なのか、やはりこの農地法を調べていく間にそんな疑問を感じさせていただきました。そこで、農業について質問をさせていただくことを決意させていただきました。

現在の農業は、後継者不足や農業機具の維持など、販売コスト、肥料、農薬など様々な問題があると聞いております。国や県、市として、日本の将来の食料自給率を上げていかなければならないと考えます。

そこで質問です。農業を守ることとして、岐阜県では、今後5年間重点的に取り組む農業・農村施策を示し、ぎふ農業・農村基本計画（令和3年～7年度）が策定され、その重要施策の一つとして、本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開が上げられております。当市においては、令和元年から2年度において国のスマート農業実証事業に参画し、ロボットトラクターや全自動ドローンをはじめとして最新のスマート農機による実証が行われました。こうした実証事業を通じて得られた成果や今後の課題について整理し、当市としてどのような支援をしていかなければならないのか、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

庄田議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきましたスマート農業につきましては、市としても人手不足解消という面に加えて、より効率的に収益を上げるための手段として、スマート農業推進は不可欠と考えております。令和元年8月に、スマート農業実証事業の一環として「スマート農業サミットinぎふ」が当市で開催されました。このイベントには県内外から非常に多くの方が訪れ、最新のスマート農機を実際に見て、便利さを実感していただく絶好の機会となりました。

その後も、スマート農機を導入した市内生産者へ、近隣市町だけでなく県外からも視察を受

け入れ、スマート農業の普及啓発が進められました。令和２年度からコロナウイルスの感染拡大により、視察受入れなど難しい状況となっておりますが、県の指導でインターネット回線を利用したウェブ研修会や動画配信による啓発活動が継続されております。こうした取組の成果として、県内でスマート農機やシステムを導入した経営体数の増加が上げられます。平成29年度の導入経営体数が116であったのに対し、令和２年度の導入経営体は345となり飛躍的に増加しております。

なお、令和２年度の導入経営体345のうち、約20%が岐阜地域管内の経営体となっております。

また、実証事業に参加した当市の中心的な経営体に導入されている機器は、先ほども御紹介がありましたが、有人監視型ロボットトラクター、アシスト運転機能付汎用コンバイン、直進アシスト付田植機などで、移動式アンテナ基地局でGPSの補正データを受信することにより、誤差二、三センチ以内という正確な位置情報を受信し、自動運転、自動飛行を行うものであります。導入されましたスマート農機は、これまで熟練したオペレーターが中心となって担ってきた大型農機の操作を操作経験のない女性オペレーターが行えるようになりました。このことによりオペレーターの増員となり、農繁期の労働時間の分散につながっております。

一方、課題としましては、スマート農機そのものの導入コストがまだまだ高額であることが上げられます。また、導入後は、修繕費やデータ受信など、スマート農機特有のランニングコストも発生し、これらの課題の解決は容易ではありません。

今後は、国や県の補助事業の活用における相談や書類作成の補助、岐阜県スマート農業推進センターの技術的指導、スマート農機の開発業者からの最新の情報の収集など、人的支援を行いながら生産者の方と共に改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） スマート農業については、私も他県に行ったときに、瑞穂市でやっているね、また東京へ要望に行ったときも、瑞穂市でやっているんだよ、これは国の事業として数本の指に入っているんだよというようなことでありました。しかし、そのことは、瑞穂市の人にはあまりよく知られていないような状況でありました。そんなところも寂しいところでありましたが、これは国を目指すところ、また今回県の目指すところとして、担い手をしっかりと探していく一つではないかなというふうに考えております。

さらに農業を振興していくためには、これまでも多くの一般質問がありましたが、水田農業の被害が増えているジャンボタニシやトビイロウンカについて、昨年、産業建設委員会で質問をさせていただきましたが、その頃は水田の一部が枯れているのは病気と聞いておりましたが、

問題や収穫率はどのようなものであるかと質問をさせていただきました。昨年は、広い範囲で発生したトビイロウンカによる坪枯れ被害や今までのジャンボタニシの対策など効果を踏まえて、現在はどのような対策を講じているのか、またその他、今年度の病害虫の発生状況を踏まえお伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 水田農業の被害についての御質問ですが、まずジャンボタニシにつきましては、近年、当市においても多数の被害が確認されております。市の対策としまして、県の生態系保全支援事業を活用しました平成25年度から駆除作業を実施しているところでございます。また、各生産者においても、冬季の代かきやレーザーレベラーによる均平作業、移植時期にジャンボタニシを中毒死させるメタアルデヒド系農薬を粒剤で散布することなどで対策が講じられております。ここ数年の暖冬でジャンボタニシの越冬数は増加傾向にあり、また用水路と排水路が分散されていない圃場などでは、水路からの侵入もあると聞いております。

そのような中、市内の圃場では、地元ＪＡが県のジャンボタニシ被害対策推進事業を活用し、新たなジャンボタニシ対策の圃場実証を実施しております。実証圃場の中では一定の効果が確認された圃場もあり、岐阜大学、県の協力の下、効果を見極めつつ、次年作に向けて圃場ごとの各種対策が検討されておりますので、市からの資材の購入助成や方法なども今後検討していきたいと考えております。

次に、昨年広い範囲で発生しましたトビイロウンカによる坪枯れ被害についてですが、今年度は例年より一月ほど早いトビイロウンカの飛来が海津市、美濃加茂市で確認されたことで、岐阜県病害虫防除所から７月８日に発生予察注意報が発表されました。これを受けて、当市の広報８月号でも市民へ周知をしたところでございます。

当市では、６月中旬に移植するハツシモが水稻の主力となっており、今月中旬の発生状況を注視する必要がありますが、現在のところ、県農林事務所が中心となっていく払い落とし法による確認では、７月中旬、８月上旬、９月上旬の確認では捕獲はされておられません。これは、地元のＪＡが供給する苗について、新しい箱施薬剤への切替えが行われたことにより、昨年原因となった抵抗性ウンカを含めたウンカの発生量を長期間抑えられたことによる効果が出ているものと推測されます。また、８月、９月には、市内で行った協定防除も効果があると考えております。

市としましては、今後も情報収集に努め、関係機関と連携した生産者への情報提供を行っていくことで被害の防止につなげていきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） これまでの被害は、議会の中でも多くジャンボタニシについてはどう

なっているんだ、どのような補助を出していくのかと長年してきたんではないかな、されてきたんではないかなというふうに考えておりますが、まだまだ多数増えてきているという状況は、抜本的な、根本的な対策が取られていないのではないかな。せっかく作るお米をやはりしっかりと収穫ができるような対策を取っていただき、今後もしっかり補助、もしくはどんな対策がいいのだろうかと行政が先頭を切って、またいろんな各部署に話をかけていただき、全国的にも被害が多くなっていると思いますので、しっかりとした対策を取っていただきたい、そんな思いであります。

さらに、市内では、バラやサボテン、ラン、ミニトマト、レタス、アスパラなどの生産者の努力を感じることがあります。私も少しですが、土地を借り、ピーナツやナス、ミニトマト、オクラを育てていましたが、プランターではレタスを育て、またナスはおいしく頂きましたが、初めての農作業に毎週の土・日の管理では大変でありました。やはりお米作りも大変な努力が必要なのではないのでしょうか。そんな農作業をされる皆様のやはり大切な作物であります。販売される野菜がどれだけ安いのかと感ずるところでありましたが、しかし、これまでの農業従事者や新しく農業に参入したいと考える方への支援が必要ではないかと考えさせていただきました。その支援について、どのように考えているのかお伺いをさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在、市内で農業経営をされている方の中には、既に先進的な事業方法に取り組まれている方があります。一例としましては、先ほどのスマート農業など先進技術を率先して取り入れられて、経営改善などに取り組まれている方。SNSを活用し、農産物の魅力を発信されることから、農園に自然と見学者が来園するようになった方。新型コロナウイルス禍で飲食店への野菜の流通が減少したことから、地域の方が気軽に商品を購入できるよう自動販売機を導入されたことで、直接販売の売上げを以前の10倍にされた方などがございます。また、最近では、営農型太陽光発電を計画され、農業と発電を両立させ、ソーラーシェアリングに適した農作物栽培の検討を考慮されている方からの相談などもございます。

御質問にありました市の支援としましては、農業従事者等からの相談内容に応じて、県とJAと連携して先進事例の情報提供やサポート機関の紹介、各種支援金制度の案内などを行っており、今後も努めてまいりたいと考えております。また、新規に就農したい意欲のある方に関しましては、国の補助事業を活用しながら、こちらも県及びJAと連携を図り、農地の貸し借りや就農計画などのサポートを引き続き行っていきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） レタスでは、私もこの春SNSのほうにここの部分について報告をさせていただいたら、名古屋の方がこれは名古屋のデパートでも売っているのよという女性の方

の声を聞きました。しかし、その前に私は知らないところでありました。その後、私も自動販売機で買わせていただき、レタスなどを購入させていただきました。やはりＳＮＳの発信力が10倍につながっているのではないかな。そんなことも、さらにほかの生産物においても、情報の発信が必要ではないかな、そんなところを考えさせていただきますが、発信力をさせるためには、何かお手伝いができるような行政からのＳＮＳ、ホームページ等、支援ができるような方法はないのか、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） ＳＮＳの発信におきましては、市内で作られました野菜や作物を市のほうに登録をしていただくと、前回の議会の中でも少しお話をしましたが、市のホームページのほうでも具体的な生産者の御紹介などができます。そういう意味では、今は既に載っておりますので、瑞穂市でいいますと、アユを育ててみえる方、あそこでアユを育てて、あそこで食事もできますし、お子様にアユつかみの体験、そんなようなことをやってみえる業者さんは今瑞穂市の中で登録がされており、最初の登録者でありますので、そのような方が随時増えてれば、御本人さんだけの発信ではなしに、瑞穂市のホームページからも発信できると思いますので、また議員さんたちのお知り合いの中でこういう事業でもしよかったらということで御紹介をしていただけると、より一層登録数が増えるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 生産者の方は苦手な部分があると思います。なので、そんなところもしっかりと補助をしながら、援助をしながらまた手助けをいただき、瑞穂市内の中で農業従事者がしっかりと働ける、もしくはひょっとするとそれが生活の糧になるような支援が必要ではないかな、そんなふうに考えさせていただきます。よろしくお願いします。

これは、先ほど述べさせていただきましたが、農地法は厳しい。しかし、これは自分の土地であるのに規制があることに不便ではないのでしょうか。守ることと不便なこと、そんなことを考えさせていただくと、瑞穂農業振興地域整備計画の変更が瑞穂市の農振除外に関わる適合基準を一部改正し、令和3年4月から運用されたことがありました。このことについて、基準が結構難しいのではないかな、これで本当にできるんであろうか、そんなことも心配をさせていただきました。その基準の見直しによる効果はあったのかお伺いをさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 本年4月より改正後の適合基準より、担当課である商工農政観光課で農振除外の申出の受付をいたしました。市ホームページ及び「広報みずほ」6月号にて農振除外申請についての御案内をさせていただき、7月1日から7月15日の期間で申請書の受

付を行いました。過去２年間の農振除外申出件数は各年とも２件でしたが、本年度は３件と若干増加しております。農業振興地域という性格上、新たに追加しました適合基準によって宅地化が劇的に振興するとは考えにくいですが、農家住宅、農家分家住宅を含めた相談は１０件以上に及んでおり、一定の基準見直し効果はあったと考えております。

また、今回の一部改正時に追加いたしました十七条地域の農村地域工業導入地区に隣接する企業誘致用区域への相談も県内外から多数の問合せや来庁による相談をいただいておりますので、誘致に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔１３番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○１３番（庄田昭人君） そんな規制の中で行われましたが、今、昨年２件、今年は３件、計５件ということですが、それは規制内に入っております。ちょうどグレーの部分はないのでしょうか。規制内の方はできたけど、規制以外の中で少し外れただけでうちは入らんのやないのかというような言葉はなかったのでしょうか。また、瑞穂市でも、市内においてもそのような規制を解除できることはないのか、そんな場所はないのかということをまた今後は探っていただけないのでしょうか。そんなところももう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほども少し答弁をさせていただきましたが、今回の規制の見直しによって、劇的に一度に規制が緩くなるものではないと考えております。農村地域と調整区域につきましては、どうしても集落の連担というところもございますので、全く周りに家がないところにぽつんと規制を許すということは、ちょっとやっぱりできかねます。１種農地の保全というところが当然ありますので、この辺りは今回見直しをかけました地域の埋まり具合というのか転用具合と、新たに居住される方の部分に関しましても、この地域では定住される方につきましては、今転用が下りるということになっておりますけれども、その辺の動きを見ながらでないと、一度に規制を広げるということはちょっと難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔１３番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○１３番（庄田昭人君） ありがとうございます。見直しの効果はあったということで、しっかりとまた今後もいろいろと検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

私の住む本田団地では、本田団地公共下水準備委員会が設置され、公共下水道に関わる準備活動の会議が開催されております。しかし、現在緊急事態により会議が延期となっております。

が、これまでも下水道の推進のPR活動や情報共有や意見交換、今後についての市への要望活動を行ってまいりました。しかし、まだ今後も下水道推進について、市への要望や市の情報、不安点などを話し合い、周知していく方法も話し合われることでしょう。

しかし、下水道計画については、これまで多くの時間をかけてきましたが、団地内外の方からではありますが、そんなことは聞いていない、接続工事費が幾らかかるのか、年なんだからもう要らない、市の財政負担となり生活が悪くなるんじゃないなどの心配の声を聞くことがあります。市から地域への説明がないのではないのでしょうか。コロナ禍だからという理由も理解はできますが、現状や今後について不安を感じたり、真剣に考えている市民も見えます。市民への説明をどのように考えているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

下水道事業の市民への説明は、議員御意見のとおり非常に重要なことであると考えております。そのため、法的に下水道事業に着手した令和2年度から、事業区域内の自治会ごとに順次説明会を開催していく予定でいました。しかし、昨年度当初から新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出されるなどし、説明会が開催できていない状況であります。感染拡大が少し落ち着いた昨年8月の連合自治会役員会で下水道の説明会を議題とし、また市内全ての校区連絡会で下水道説明会の開催の依頼をいたしました。

その後、9月には、本田団地の5つの自治会で説明会を開催させていただきました。その後、牛牧地区での説明会を開催するために、各自治会長に意見を伺いましたが、コロナの第3波の予兆がある中、全ての自治会長さんが、ちょっと今は自治会もそうだが、人を集めることは控えたいとの御意見でしたので、その代わりに説明会でお伝えしたい内容をチラシにして、12月号の「広報みずほ」に挟み込みをし、事業計画区域内の全戸に配付させていただきました。また、市内全域を対象として、資料を簡素にまとめた内容の挟み込みを「広報みずほ」1月号の本編にも掲載をし、お知らせをいたしました。

しかしながら、その後も感染状況が大きく改善されることはなく現在に至っておりますが、本年8月の連合自治会役員会で、昨年同様に市内全ての自治会に対して、下水道説明会を開催させていただきたいとの依頼をいたしました。残念ながら、南小学校区以外の連絡会は中止になり、他の校区連絡会での直接の説明はできていないため、資料を送付したということになっております。

また、事業計画区域の牛牧地区の全ての自治会には、感染状況が改善されたら下水道の説明会をタイミングを見て開催したいとお伝えしましたが、現在の状況ではとても説明会は開催できないとの御意見をいただきました。今後も、コロナの状況を見ながら、早期に説明会を開催していきたいと考えており、下水道計画や整備のスケジュール、受益者負担金、排水設備工事

費、下水道使用料などの説明を行っていく予定であります。また、説明会の開催とは別に、今年の「広報みずほ」6月号から、「瑞穂市の下水道」として毎月下水道に関する掲載を続けており、今後もこの掲載を続けていき、下水道について常に情報発信をしていかなければならないと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） いろいろなところできちっと説明をしていただいている。コロナだからといって、やはりそこは怠らずにしっかりと進めていただきたいと思います。これは、附帯決議の中においても、瑞穂市まちづくり基本条例にのっとり、市民に瑞穂市公共下水道事業全体計画を十分に説明し、市民の合意を図ること、鋭意努力することということであります。これは附帯決議でさせていただきましたので、しっかりその部分を市民に伝えていただきたい。混乱のないように、接続に当たり、そんなことは聞いていないよというような言葉が多くはないように、何度説明しても聞いていない、これはよくある話ではありますが、そんなことが一つでもないようにしていただきたいというふうに考えております。

今も部長の答弁の中に受益者負担金という言葉がありました。これは、水道、下水道説明会の中で、本年度中に決める、今年度に決めるという言葉がありました。その受益者負担金についてどのように進めているのか、お伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 御質問の受益者負担金は、下水道が使えるようになった土地は、利便性や環境がよくなり土地の価値が上がることから、土地の面積に応じて下水道建設費の一部を原則1度だけ土地所有者に御負担いただく制度です。受益者負担金の金額などは、通常供用開始の前年度に条例を定めて提示するケースが多いのですが、本市では昨年度からこの受益者負担金の問合せが多く、正しい情報を早期にお伝えしたいことから、今年度の瑞穂市上下水道審議会にて、受益者負担金の在り方として諮問し、審議、検討を行っていただき、審議を踏まえた答申を受け、額や猶予制度などを決定し、年度末を目標に公表していきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 審議会を立ち上げということで、審議会の中で協議をしていく。年度末、これは今年のことではなかったのでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今年度末ですので、令和4年3月頃になると思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） よろしくお願ひします。しっかりと市民への、その部分は不安であります。説明をいただきたいと思ひます。

また、いろいろな資料の中には、未来に届けたい、瑞穂のまちを潤す豊かな水環境として、以前に行われた下水道説明会では、水環境を守りたいと願う、そんな思いの方や都市化のためにはぜひ必要ではないかとの声を聞いたが、市民から市にはどのような声があるのか、お伺ひをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 「未来に届けたい、瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を」ということで、瑞穂市の下水道パンフレットの初めのページに書かれている本市の水環境に対する思いであります。これまでの説明会でも、この言葉をスライドの初めのページに記載し、市の思いを伝えてきております。そんな思いの中、令和2年度4月から下水道事業に着手し、市民の方々から多くの問合せがあります。内容といたしましては、先ほどの受益者負担金は幾らになるのかや、私のところには下水道がいつ来ますかといったことが多く、またなぜ瑞穂市には下水道がないのか、早く私の地区にも下水道を通してくださいと要望も数多くあります。そのたびに、本来、市街化区域にあつて当たり前の下水道を早期に普及していかなければならないと痛感しております。下水道は、瑞穂市が発展し、魅力あるまちづくりには欠かせないインフラ施設であり、市民の生活を支える重要なライフラインとして不可欠であることから、これからも着実に、また早期に整備を進めたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） ぜひともお願ひしたいと思ひますが、私も水環境を守りたいと考える一人であります。しかし、財政や接続についてなど、個人の経済負担は市民の不安であります。私も、市民の声を聞いて、それを説明しなければならないと考える一人でございます。今執行部に思うことは、説明不足にならないように、二代表制として共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して、政策形成の舞台となることこそ二代表制の本来の在り方であると考えます。

車の両輪に例えられることがあります。片輪だけが早く回っても前進はいたしません。遅く回ることもいけません。しかし、議会は監視役としてブレーキをかけることも必要であります。時にはアクセルとなることもあります。何度も同じことを聞く、説明したことも聞いていないと言う。これは納得していないことではないでしょうか。説明は、執行部の責任として、議会に、市民に行っていただきたいと考えます。このことは、市長、副市長、どのような思い

をお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 副市長。

○副市長（相浦 要君） 庄田議員の私どもの思いについてお答えをさせていただきます。

今年の3月の附帯決議について、十分な説明、それから市民への合意というものをしっかり得ることということは私も重く感じております。それにつきましては、今環境水道部長が申し上げましたとおり、市民のほうへ、特に関心があるのは受益者負担金をはじめ下水道料金のこと、それから特に大きなお金となってきます宅内配管の工事等、どういうふうに進めていくのかといったことが過去にもいろいろ御質問がございましたし、先ほどおっしゃったとおり、特別委員会を設置していただいた中でも、議会にも説明をさせていただいております。都市計画決定を打ってから5年という月日がたっておりますので、改めて今その説明を、議会のほうをはじめ市民の方へも説明をしようということで進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 丁寧な説明をお願いしていただくことが、私たち議員にとって、よく分かる、その説明だよと、それが必要なんだよと、これは議会をしっかりと運営していく、もしくはスムーズに運営していく中での願いではないでしょうか。やはりこれからも議案提出に至っては、しっかりと説明をお願いし、また下水道という問題については大きな財政負担になるのではないか、これは誰しも心の中のどこかにあるのではないのでしょうか。そんなことが起きないように、しっかりと私たちにも情報をいただいて、今後も進めていただきたいというふうに考えております。

私の質問はこの2点でありました。このコロナ禍の中でまたしっかりと一般質問をさせていただき、またこれは瑞穂市の発展のためとさせていただきましたので、今回は2点、短くなりましたが、今後もこの2点について確認をさせていただきながら、農業の推進、また下水道の推進について、また瑞穂市の発展として考えていきたいと思いますので、本日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、10分間休憩いたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時55分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項は4項目について、一般質問を質問席より行います。

初めに新型コロナウイルスワクチン接種、新規感染者の対策について、お尋ねします。

新型コロナウイルス感染者が8月9日時点で岐阜県内で1万人を超えました。瑞穂市においては、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が7月上旬までに行われました。現在は、12歳から64歳の一般の方への接種が行われています。国の方針では、11月末までに12歳から64歳までの全ての希望者の接種の完了を目指すと聞いていますが、瑞穂市は国の方針どおり接種を望む人に接種を完了できるのか、また世代別のスケジュールと現在の接種状況はどのようなになっているのか、新規感染者の増加に対して新しい手だてを考えてみえるのかお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問にお答えをさせていただきます。

64歳以下のワクチン接種につきましては、ワクチンの急激な減少によりまして、やむを得ず集団接種を一時休止いたしました。7月12日から、供給される限られたワクチンを各医療機関に順次供給をいたしまして、個別接種にて接種を進めておるところでございます。

なお、現在当面の供給量が把握できたことから、9月10日より集団接種を再開しております。11回、約1,650人の方に接種をする予定でございます。なお、この2回目は10月1日からということになります。

さらに、12歳から15歳の方への接種につきましては、9月13日より個別接種にて順次接種が開始されております。なお、9月9日現在で、1回目の接種率については70.3%であります。今後は定期的に供給されますワクチンを順次医療機関に配給いたしまして、集団接種と併せて10月中旬までには接種を希望される方への1回目の接種が完了できるよう、現在鋭意進めておるところでございます。

続きまして、新規感染者の増加に対しての新しい手だてを考えてはいるかというお尋ねでございますが、まずはただいま申し上げましたとおり、現行のとおり速やかなワクチン接種を進めることが肝要であると考えております。さらに、報道によりますと、3回目の接種の話も出てきておりますので、こうした新しい情報も視野に入れまして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、感染者は減少傾向になってきましたが、9月14日現在の県内の重症者は17名となっているところでございます。また、若い人の重症化割合が高いため、希望する16歳から64歳までの方々も早期に接種が進むことを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

高齢者、通学路の安全対策、危険箇所の確認についてお尋ねいたします。

8月5日、政府の緊急対策ポイントが示されました。1つ、9月末までに全国の通学路の点検、2．10月末までに対策案を作成し、歩道やガードレールの整備など速やかに実施、3．文部科学省や国土交通省などが既に都道府県の道路管理者や教育委員会に対して、9月末までに通学路の対策が必要な箇所を抽出するように要請されました。千葉県八街市の事故を踏まえ、幹線道路の抜け道など速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所といった新しい観点を取り入れるとしています。

危険箇所の確認、薄くなって見えにくい道路の白線、通学路を示す標識やガードレールの設置、危険箇所について具体的にどのような対応ができるか検討をお願いします。高齢者、通学路安全について、政府の緊急対策ポイントを踏まえて、市内の整備はどのように進めていけるのかお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） では、若園議員の御質問にお答えいたします。

2年前の滋賀県大津市の県道交差点において発生した痛ましい事故を踏まえ、令和元年から2か年にわたり市内の指定通学路の58か所の交差点において防護柵設置工事を実施し、児童・生徒及び広くは市民の方の安全性向上を図りました。詳細としましては、令和元年度に教育委員会と各小・中学校で緊急に通学路再点検を実施しました。指定通学路で横断歩道待機場所に防護柵が未実施で設置が必要な58か所のうち、緊急に整備が必要である24か所を市単独事業費1,497万1,000円にて実施を行いました。その後の令和2年後に、残りの34か所について、社会資本整備総合交付金を活用し、事業費1,711万円のうち交付金825万円をいただき実施を行い、通学路の安全性向上を図りました。

また、瑞穂市では、教育委員会学校教育課主体の下、瑞穂市通学路安全推進会議を毎年2回開催し、学校、道路管理者及び警察などの関係機関にて、指定通学路における危険箇所確認及び安全対策等について協議を行っております。本年度も9月24日に令和3年度第1回通学路安全推進会議の開催を予定しており、指定通学路における危険箇所や対策必要箇所の抽出を行い、関係機関と協議の上、効果的な対策を検討し、緊急性のある可能なものから順次実施する予定をしております。

さらに、瑞穂市では、指定通学路を優先に、車両に対しての注意喚起対策として区画線やカ

ラー舗装の更新、また水路が併設している道路沿いには、安全対策として転落防止柵の設置などを実施し、より一層の安全性向上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 高齢者に向けての交通安全対策について説明させていただきます。

高齢者の方には、適宜出前講座や老人クラブの会合等で、安全のための必要な情報提供や指導を交通指導員より行っております。この交通指導員は2名おりますが、市民協働安全課に所属しております。大変チームワークがよく、お年寄りの前でも非常に分かりやすく説明してくれるプロフェッショナルなので、議員の方々からでも老人クラブのほうに呼んでいただけるようなお話をしていただけるといいかなというふうに思っています。

また、老人の方々ですけれども、お一人お一人が正しい交通マナーを理解していただいて、自分の命は自分で守れるような交通安全教室等のソフト事業の充実に力を入れていく中で、交通事故のない安全・安心なまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、高齢者、通学路安全について、危険箇所の確認、薄くなって見えにくい道路の白線、通学路を示す標識やガードレールの設置、危険箇所について再度点検及び順次整備をお願いしたしまして、次の質問に移らせていただきます。

犀川増水による1級河川の河川改修について、お尋ねします。

8月13日から15日、梅雨末期のような前線の停滞は、西日本を中心に真夏の豪雨をもたらしました。県内では、14日、山間部を中心に広い範囲で大雨となり、下呂市、美濃加茂市、中津川市内で全区域を対象とした避難指示が出されました。瑞穂市においても、職員が緊急招集され、市内の河川のパトロールが行われたと聞いています。犀川上流部、本巣市から流下する森、新月、美江寺、古橋北河原地区の犀川増水により、住民からは犀川からの溢水、道路冠水が心配で、河川の安全対策についてお尋ねがありました。県管理河川である犀川改修を早期に整備、森地区の住宅床下浸水について大変不安であると聞いているところでございます。今後の犀川増水被害対策について、県との調整はどのようにされているのか、宇野調整監にお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

ただいま御質問をいただきました犀川河川改修の進捗状況について説明いたします。

近年、自然災害が激甚化しております。平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と、毎年のように全国各地で大規模な水害が発生しております。瑞穂市内におきまし

ても、今年8月の豪雨時におきましては、犀川上流部の森地内におきまして、道路の冠水により県道田之上屋井線が一時通行止めになるなど、市内各地で浸水被害が発生しております。犀川の河川改修は、岐阜県新五流域総合治水対策プランによる長良川中流支川流域の整備促進箇所に位置づけられておりますので、県において順次改修が行われているところでございます。現在は、下犀川橋付近での河道拡幅や護岸工事、また十九条用水堰改築に向けた設計が進められているところでございます。

県では、昨年度、主要地方道岐阜県南大野線の美江寺橋の約2キロ上流に危機管理型水位計や河川の状況が分かるカメラを設置し、県のホームページ「岐阜県川の防災情報」というもので公開するなど、市民の方が適時、自分のタイミングで避難できるためのソフト対策を進めておるところでございます。市におきましても、この情報を活用しながら、早期対応が行えるように防災体制を整えております。今後も、犀川河川改修が早期に進捗するよう県に対し強く要望するとともに、地元や用水管理者等の調整に積極的に協力し、浸水被害の早期解消に向けて取り組んでまいります。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長にお尋ねします。

犀川増水による1級河川の河川改修について、市として犀川からの溢水、道路冠水対策を今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

若園議員から安全・安心なまちづくりについてということで、犀川の河川改修についての御質問をいただいております。

8月13日における犀川の増水、そして森地区における道路冠水の御質問というようなことになっておるかと思います。私も、当日は午後8時30分ぐらいから、現地において消防団長、そして区長さんと共に現地の様子を見て対応をしておりましたので、その状況はよく分かっております。宇野調整監からも、犀川の河川改修の早期着工の要望や十九条の用水堰の改修といったこれからの要望活動の話もありましたが、私は県道田之上屋井線の、犀川に沿ってある県道について、コンクリートの特殊堤というのがございます。それから、右手のほうに市道と分かれる分岐点からは、市道側にはコンクリートの特殊堤がついておりません。もし、今県のほうに協議をして、市道側にこの特殊堤を設けることができるようになった場合に、犀川の右岸、左岸にどのような影響が起こるのかということも考慮しながら、県のほうと協議を進めていきたいということを考えております。

まだまだ秋雨前線や台風がこれからも来る予報もございますので、警戒をしていきたいとい

うことで答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、近年の地球温暖化により線状降水帯が何回も発生し、大きな災害が各地に起きています。森地区の住人は、床下浸水について大変不安であるとお聞きしています。県管理の河川である犀川改修を早期に進め、森地区をはじめとする市民の皆さんが安心できるような整備がされることを望んで、次の質問に移らせていただきます。

（仮称）中山道大月多目的広場の管理について、お尋ねします。

令和4年4月から、市内外の子供たちが大月多目的広場において、複合遊具施設の利用が始まります。日中管理人がいないと、利用者が困ったときにどこに連絡すればいいのでしょうか。もし、事故が起きたときに誰が責任を取るのでしょうか。今の段階では示されておりません。管理室を西部複合センターに置く、または緊急連絡先や無人の対応のために防犯カメラの設置など、大月多目的広場内に何か所か設ける必要があると考えています。施設管理体制が必要と私は考えていますが、大月多目的広場の管理体制、万一の責任体制についてどのように考えておられるのか、広瀬教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

（仮称）中山道大月多目的広場は、複合的な施設と捉えております。そのうち、遊具が設置されておるエリアでは、都市公園における遊具の安全確保に関する指針を基本的な考えに取り入れていきます。具体的には、子供たちの遊びの価値を尊重しまして、リスクを適切に管理するとともに、ハザードの除去に努めることが重要だと考えております。

そこで、遊具が設置されているエリアでの事故の予防には、日常点検による安全管理が第一に必要であると考えております。また、遊具を使用するに当たりまして、使用時の注意喚起が必要と考えます。事故が発生した場合は、直ちに必要な対策が講じられるように、どこに誰が駐在するのかなど、管理運営体制につきまして現在検討を進めておるところでございます。

また、（仮称）中山道大月多目的広場は、複合遊具施設に加えまして、芝生広場、ゲートボール場があります。公園の管理業務の区分に従いまして、維持管理、運営管理、法令管理の業務と安全対策、事故防止対策、防犯対策、さらには防災対策の検討を行っているところでございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめ、令和4年4月から、市内外の子供たちが大月多目的広

場において複合遊具の施設の利用が始まります。子供たちが安全・安心で遊具が使えるよう望んでいるところでございます。今、広瀬局長から答弁がありましたんですが、やっぱり来年の4月1日からスタートしますので、事務的にしっかりした管理運営ができるように今後ともよろしく願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

組織改革後の係制の取組についてお尋ねします。

現在、各部署において、グループ制で事務が進められておりますが、令和4年4月から、各部署内に係を設けて、新たな組織体制の移行に取り組まれています。これにより係名が明示されることにより、市民にとって問合せ先、相談窓口が明確になり分かりやすくなると聞いています。現段階における取組の状況について答弁を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、若園議員の御質問にお答えいたします。

合併以降、グループ制をベースにした組織体制で進めてまいりましたが、近年、行政に求められる役割は多様化し、また高度化、専門化している状況にあり、市役所では、これを踏まえた組織体制が必要となってまいりました。このため、令和4年4月より既存の各課の下に新たに係を設け、係長を配置する係制を導入する計画でございます。これまで、係制の導入については、市民の皆様に対し分かりやすい組織体制であること、併せて説明責任の果たせる市役所業務を進めていくことを念頭に置いて検討を重ねてまいりました。現在は、各所属に対しまして、効率よく業務の執行管理が実施できる単位での係の配置、市民から見て分かりやすい係の名称を検討していただいているところでございます。特に、係の名称については、市民の方が問合せ先として分かりやすいものとし、従来からの課題であった分かりづらい市役所のイメージを払拭できるよう検討しております。

今後のスケジュールといたしましては、10月をめどに係制の詳細を決定いたしまして、11月に職員向けの説明会を行い、12月議会に関係条例の改正案を上程いたしまして、順次広報紙やホームページを通して市民の皆様にご周知をさせていただきたいと考えております。それをもちまして、令和4年4月1日より係制のスタートをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和4年4月から新たな組織体制になってまいります。これにより係名が明示されることにより、市民にとって問合せ先、相談窓口が明確になり分かりやすくなると聞いています。市民サービス向上につながり、市民にとって喜ばれる

ものと思います。組織体制についてスムーズな体制になることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

第4次瑞穂市行政改革大綱についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症により社会が大きく変革している過渡期と言えます。現在、その影響は行政にも大きな影響を及ぼしていますが、税収の影響や新型コロナウイルス感染症に対応する新たな事業による経費の拡大を思うと、新たな財源の確保や無駄な歳出を削減するため、行政事務のスリム化、事業仕分を行うことが重要であると考えております。行政改革推進委員会を設ける委員募集がなされ、大綱策定が進められていますが、より実効性を高めた大綱とするため、どのように策定を進めていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、行政改革推進委員会については、今現在公募委員の募集を行っているところでございます。今年度中に公募委員のほか、各種団体からの委員の推薦をいただき、行政改革推進委員会の体制を整えた上、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、行政改革大綱の策定などの事業を進めてまいりたいと考えております。

確かに議員御指摘のとおり、市の財政運営については厳しい状況が続いております。行政改革において、職員には現状の事業についてスクラップ・アンド・ビルドを意識させ、歳入では新たな税収の確保、歳出では委託による業務形態や施設の維持管理のランニングコストの検討などを通して自主財源の拡大、経費の削減など、財政運営に反映できるよう、多様化する行政需要に対して限られた経費で経済性、効率性、有効性などを意識した行政改革大綱の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、第4次瑞穂市行政改革大綱、新たな財源の確保や無駄な歳出を削減するため、行政事務のスリム化、事業仕分を行うことが重要であります。限られた行政資源でより効率的、効果的な行政を推進することを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

屋内温水プールゆ〜みんぐの利用料に対する補助制度の創設について、お尋ねいたします。

以前にも一般質問を行いました。市内の牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉の歩行用温水プールの閉鎖に伴い、市民の健康増進に支障が出ないように、市が組合員である西濃環

境整備組合が運営する大野町にある屋内温水プールゆ〜みんぐの利用料に対する補助制度の創設がされます。今まで利用していた方の救済措置と考えます。この補助制度の内容について、詳細に説明を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今議会に、牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉にあります歩行用温水プール及びトレーニングルームの用途を変更するために廃止する旨の議案を出させていただいておりますので、それに関連しての御質問としてお答えさせていただきます。

施設の用途を変更するに当たりまして、これまで当該施設が担ってきました市民の健康増進に関する代替案としまして、大野町にあります、瑞穂市も組合員である西濃環境整備組合が運営する屋内温水プールゆ〜みんぐの利用料に対する助成制度を令和4年度から設けることにより、市民の健康増進を引き続き図っていくことができないかということで、今現在検討しているところでございます。

現段階で考えております助成制度の内容といたしましては、市内に在住される40歳以上の方を対象に、回数券の半額を助成する制度を考えております。具体的には、11枚1セットの回数券なんですけれども、これが5,000円で販売されております。こちらの大人回数券の半額の2,500円を助成するというものでございます。また、70歳以上の老人回数券というものがございしますが、こちらの場合ですと、同様の11枚1セットですが、3,000円という定価になっております。こちらのほうも1,500円、半額を助成することができないかということで進めたいということで考えておるところでございます。

以上が補助制度の詳細についての答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、西濃環境整備組合が運営する大野町の屋内温水プールゆ〜みんぐを今まで以上の方が利用して、市民の健康増進につながることを期待しております。

次の質問でございます。

最後でございますが、市制20周年記念事業についてお尋ねします。

令和5年、市制20周年の節目の年になります。前年の令和4年度末には、事業準備がある程度終わっていなければならないと考えますが、そのためには、令和3年から体制を整えなくてはなりません。市民が参加しやすい、またふるさと瑞穂市に愛着が持てるような事業を計画するにはどのように考えておられるのか。市制20周年記念事業の今後のスケジュール、市制20周年記念事業推進の思いについてお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 令和５年５月に瑞穂市は市制20周年という、人間でいうなら二十歳の成人式という大きな節目の年を迎えることになります。そのような節目の年を迎えるに当たりまして、瑞穂市では、改めてまちづくり基本条例の前文にもあります市民一人一人がまちづくりの主演となり、将来に魅力ある誰もが住みたくなるようなまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めていくという理念に基づいて、本事業を推進していきたいと考えております。これを踏まえまして、市制20周年記念事業実行委員会を立ち上げるべく、広く市民の皆さんから委員を募集するとともに、市内関係団体に委員を依頼しまして、多くの方々が参加できる記念事業の実施に向け取り組んでまいります。

今後のスケジュールといたしましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、早期に実行委員会を開催し、事業の立案と運営方法について順次計画してまいります。また、これに先立ちまして、本年７月に合併10周年記念事業当時の実行委員会の委員さんに集まっていたいただきました。ここで御意見を賜りました。その中で、本事業をイベントという一過性のものとはせず、この先10年ですばいいていくと、続けていくという中長期的な展望を持った事業を実施してほしいという御意見がいただきました。瑞穂市の思いとしてもまさにこのとおりでございます。昨年度末に策定いたしました総合計画後期基本計画の基本目標、施策分野にございます「平和」「人権」「環境」をキーワードにSDGsの視点に立った20周年記念事業を推進していきたいと考えております。

この20周年記念事業をきっかけにしまして、他の事業、特に市が抱えています大きな事業でございますが、JR穂積駅周辺事業だとか、犀川遊水地のグリーンインフラ事業、そして中山道大月多目的広場の事業がございます。こちらのほうとも連携を取りながら、市の動きといいますか方向性が見えるような事業の展開を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、令和５年は市制20周年の節目になります。前年度の令和４年度末には事業の準備がある程度終わってなければならないと思います。コロナ禍で見通しが立てづらいと思いますが、市制20周年記念事業推進がスケジュールどおりに進められることを望んでいます。

今回は、４質問事項について質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（広瀬武雄君） これで、16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3 番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 議席番号3番、創緑会、若原達夫でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

今回、質問内容は3点になります。1つ目の質問は、教職員の喫煙問題になります。2点目は、コロナ禍における学校行事対策についてになります。3点目は、昨年の9月の議会でも質問させていただきましたが、県道92号線の進捗状況についてになります。ピークは越え、落ち着きつつある状況下には見えますが、まだまだ先行き不透明なコロナ禍の第5波の中の質問になります。時間を有効に質問してまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移り質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきたいと思います。

最初の質問は、教職員の喫煙問題についてになります。

2019年7月、改正健康増進法の一部改正により、学校や病院、児童福祉施設、行政機関などの第一種施設の敷地内は全て禁煙になりました。この第一種施設の敷地内の禁煙問題に関しましては、この法律が成立後、令和元年9月の議会で松野貴志議員が一般質問されています。したがって、ここでは施設内の禁煙問題は取り上げませんが、教育現場においては新たな問題も発生してきています。三次喫煙と言われる問題になります。

三次喫煙とは、たばこを消した後、喫煙者の体や衣服に残った化学物質を他人が共有することと文部科学省は捉えています。受動喫煙の被害を研究している産業医科大学の産業生態科学研究所の大和浩教授は、たばこを吸うと口の中や気管支に残ったやにが、呼吸をするたびにニコチンやホルムアルデヒドなどの有害物質が吐き出されると指摘しています。そのことにより、教授は、教室といった逃げ場のない空間で、三次喫煙は気管支ぜんそくなどの発作を起こすリスクもあると説明しています。実際、岐阜新聞に寄せられた岐阜市内の女子中学生の相談によると、最前列の席だったため、たばこの臭いが気持ち悪く、頭が痛くなって授業に集中できなかったと、たばこの臭いによる被害を訴えております。

このことを踏まえて質問に移ります。

まず初めに、実態を把握すべく、瑞穂市内の小・中学校の教職員の喫煙率、また実態について調査されたデータ等があれば御報告をお願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めて、おはようございます。

まず、教職員が喫煙するかどうかについてでございますが、このことは実際個人の嗜好ということでありまして、各自の判断というふうになっております。そこで、市の教育委員会として、教職員一人一人の喫煙状況というものは把握しておらず、調査したデータというのは持ち合わせておりません。

ただ、各学校において、受動喫煙防止対策の現状は常に確認しているところでございますが、これを確認した際に、各学校から得た情報によりますと、市内小・中学校の教職員の喫煙者は本当にごく少数であります、存在しているというふうに認識しております。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） ありがとうございます。

さらに、大和教授は、本来、喫煙は有害と教えるのが学校、敷地内外や年齢に関わらず、喫煙しないことを身をもって教えてほしい。教師の呼吸がタバコ臭いなんて反面教師だと強い口調で訴えられております。現時点での教職員の喫煙者に対する指導要綱、先ほども説明が一部ございましたが、あればお答えを願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教職員の喫煙者に対する指導要綱という名称のものはございませんが、議員が言われるのは、文部科学省が示す受動喫煙防止対策の通知であるとか、岐阜県教育委員会から出ている通知を指導要綱というものに置き換えて説明させていただきます。

この通知の中には、防止対策の具体的な内容であるとか指導事項が示されております。これらを踏まえながら、敷地内禁煙であるとか、あるいは三次喫煙のリスク、そういったものについて、校長会や教頭会を通して管理職への指導を行っているのが現状でございます。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 続きまして、大和教授らの実験では、喫煙者の呼吸が喫煙前の状況に戻るまで約45分かかると報告をされています。これにより、京都市内の高校では、昨年生徒会からの申出により、教職員は喫煙後45分以内に授業がある場合、喫煙することを禁止する、こういったルールを設けたそうでございます。三次喫煙問題に関し、ほかの自治体でも、教育現場でも動きが始まっているところがございます。福島県では、今年4月、ふくしま受動喫煙防止条例を施行、条文の中に、喫煙をする人は、タバコを消した後の残留物に関して、子供や妊婦への配慮に努めなければならないと、三次喫煙の被害の防止の視点に踏み込んでおります。

必ずしも健康にはよいとは言えませんが、ストレス発散のため、気分転換のためタバコを吸われることは、先ほども教育長が申したとおり個人の嗜好の問題であり、許された権利でもございます。しかし、同時に、他人への受動喫煙の被害を防ぐ義務も発生してまいります。瑞穂

市において、こうした考えに基づき、教育現場の喫煙対策を今後どのようにお考えになるのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 受動喫煙防止対策としましては、市内の小・中学校におきまして、先ほど来出ております改正健康増進法の第2条に基づいて、敷地内禁煙の取扱いをこの法律の施行日である令和元年7月1日から実施しているところでございます。この法の中には、学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できるとされておりますが、市内の学校においてそのような施設を設置した学校は今ございません。このことも今後も継続していきたいと考えております。

また、教職員への指導事項の一つである三次喫煙による健康被害を心配する声については、重点的に取り上げたいというふうに考えております。具体的には、たばこ関連臭、つまり先ほど来出ております髪の毛であるとか衣服に付着したニコチン等の化学物質臭や喫煙から来る歯周病による口臭など、このようなものによって、児童・生徒だけでなく、喫煙をしない教職員に対して不快感を与えることがないような配慮について指導したいということを考えております。また、管理職からは、喫煙する者に対して、禁煙外来といったような医療機関や禁煙講習会といったものの紹介を今後は進めていくことで、禁煙サポートにも配慮していきたいというふうに考えております。

なお、市内の喫煙者の状況について、詳細は分からないところがありますが、その多くが子供が帰ってからしか喫煙しないとか、あるいは学校では喫煙しない、自宅で喫煙をしているという職員が非常に増えてまいりまして、そういったことを一人一人の教職員は意識しながらやってくれているということも状況として報告を受けております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今教育長より、各先生方、大変子供たちの健康に気を使って喫煙をされているということで、まずもって安心ということを感じました。ありがとうございます。

2つ目の質問に移りたいと思います。

この問題は、昨年の9月の一般質問の中でもお尋ねいたしました。今までにない感染爆発が続く第5波の中で、岐阜県はまん延防止等重点措置区域が8月27日より緊急事態宣言の措置区域となり、さらにこの9月議会の最中には、9月30日までの期間を延期する措置も取られました。このような状況下で、学校行事についてお尋ねしたいと思います。特にお尋ねしたいのは、一生の思い出になる修学旅行についてになります。

昨年は、大型バスに分乗し、日帰りの修学旅行を実施していただきました。教育委員会の皆さんも、当時大変御苦勞をなされたとお聞きしております。そして、子供たちの思い出づくりに奮闘していただいたと思っております。そのことにより、多くの児童・生徒から、当初の予

定とは違ったが、楽しい時間を過ごすことができたと感想が寄せられ、また保護者の方からも感謝の言葉をいただいたと聞いております。

では、今年度は、こうした一生の思い出、楽しい時間を児童・生徒に体験する場を提供することができるのかお尋ねしたいと思います。現況は、冒頭でも申し上げたとおり、ピーク時は越え、落ち着きつつある状況下には見えますが、まだまだ先行き不透明、また第6波の到来というようなこともマスコミで話が上がってきています。このような状況下の中で、修学旅行の実施についてどのような基準があり、それに基づき、どのような形態を予定されているのかお尋ねいたします。

そして、後半部分として、既に終わってはおりますが、今年度の運動会、体育祭の実施状況はどうだったのか。子供たちの様子、頑張った様子、保護者の様子や意見、そのようなものがございましたらお答え願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 8月以来、まん延防止等重点措置区域であったり、緊急事態宣言の対象の地域になるということで、夏休み中ではありましたが、何度も校長会を重ねて、その都度対応について考えてきたところでございます。修学旅行の実施につきましては、県が示しております令和3年度新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた修学旅行実施マニュアルを基に検討しているところでございます。このマニュアルの中では、非常に詳細に場面設定がされて出ておりますが、主に次の2点の場合、修学旅行の延期または中止というふうになっております。

1つ目は、岐阜県そのものが緊急事態宣言区域、あるいはまん延防止等重点措置区域等に指定されている期間が修学旅行実施期間と重なる場合でございます。もう一つは、児童・生徒及び教職員が修学旅行実施前に新型コロナウイルスに感染し、学年、もしくは学年の一部が臨時休業となる場合でございます。ちょっと違いますが、もう一つ、実は延期、中止というのがありまして、これは参加する児童・生徒数が少人数になった場合、つまり学校が設定するこれだけの人数は参加してほしいと、行事として参加してほしいという設定人数に達していない場合です。というのが修学旅行の延期、または中止というふうに考えておるところでございます。

また、訪問先についても配慮する要件が示されております。緊急事態宣言区域、あるいはまん延防止等重点措置区域等に指定されている都道府県を訪問先とすることは避けなさい。もう一つは、旅行の途中で感染が判明したときに、その訪問先に公共交通機関を利用せずに保護者が現地まで迎えに来ることのできる場所であることという条件が訪問先の要件としてあります。このようなことを踏まえて、コロナ禍ではありますが、いかにして修学旅行を実施できるかということをその都度、社会、世の中の状況が変化するたびに考えておるわけですが、各学校では、昨年度来、保護者を交えながら検討を行っているところでございます。

市内の小・中学校は、10月以降に実施する予定で現時点はおります。当初は、感染防止策として、食事時間、あるいは場所といったものを分散したり、就寝場所、いわゆる寝る部屋でございますが、就寝場所が個別となるようなホテルを手配したり、そのような様々な手だてを取って、宿泊を伴う形で実施する予定でいました。しかし、現在の感染状況を鑑みて、実施予定の期日をさらに延期したり、あるいは宿泊をなくして日帰りにしたりするなどのそういった検討を今行っているところでございます。宿泊場所については、キャンセル料等の発生もございまして、およそ2か月前には決定しなきゃいけないという時間的な制限もございまして。そういった中で今検討、決定を進めているところであります。

コロナ禍における学校行事等で、今年の運動会、体育祭はどうであったかという御質問でございますが、今年から2学期制となりました。今までは、1学期、2学期、3学期という中で今頃の時期である2学期に運動会、体育祭を実施していたわけですが、今年の運動会、体育祭は、2学期制となったこと、コロナのこともありますが、どの小・中学校も5月、あるいは6月にもう実施をしたところでございます。学校が始まって間もない年度の初めである5月、6月という時期に移行したことによって、運動会や体育祭等の活動の狙い、あるいは実施の方法も見直したところでございます。

今までのように、全校一斉に時間をかけて練習して実施するというものではなく、各学年ごとであるとか学年部といった小集団で体育の授業の延長として実施する学校が多数でございました。子供たちは、仲間と共に体育的な技能の習得に取り組むだけではなくて、年度の初めでもありますので、新しい仲間たちと励まし合いながら粘り強く取り組むことで、これからの1年間をやり抜く自信、あるいはそういった見通しというものを持つことができたと思っております。

また、保護者の方々の参加につきましても、事前の健康チェックや分散での参加、声を出さない応援、こういったことにつきましても大変御理解、御協力いただきました。子供たちの頑張る姿は、実際にその目で見ていただけたので大変よかったかなというふうに思っております。以上が学校での行事でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今の質問の中で1つ気になった点がございまして。延期する3つ目の理由の中で、児童数が少ない場合という御説明がございましたが、修学旅行へ行く、行かないというものは個別に決めさせるということの意味されるのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） コロナ禍において、修学旅行を実施する際には、先ほど申しました新

型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた修学旅行実施マニュアルに基づいて行うわけですが、この中に参加に対する同意書というのがございます。学校が説明をする内容、旅行業者が説明する内容、日程等、あるいは感染防止対策等も全部踏まえた上で参加させますという、あるいは先ほども申し上げましたように、遠隔地でも迎えに行くことができますよというようなことを踏まえた同意書を頂く予定になっております。これを頂いた上で実施するということですので、そのときにあまりにも人数が少なくなった場合、学校の行事として本当に成立するものであるかということを考えて実施をする、しないを決定したいということでございます。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

次に、コロナ対策について改めてお尋ねいたします。

今までにない第5波の感染爆発が広がった中で夏休みが明け、学校が始まっています。この時期のコロナ対策について、新たな手だて、何かやられたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 夏休みが明ける前に、県の教育委員会から学校運営についての通知が出されました。緊急事態宣言の中で学校をどのように運営していくとよいのかということで、近隣の市町は8月からもう夏休みが終わり、学校が始まったんですが、瑞穂市では9月1日という若干余裕がある中で迎えることができました。この通知に基づきまして感染症対策を行っておりますが、特にこれまで以上に感染防止対策の徹底をしてほしいというのがこの通知の中の主な内容でございました。

とりわけマスクの着用の徹底、部屋の換気の徹底、手洗いや、あるいはアルコール消毒の徹底、登校したときの健康チェックといったものの徹底を入念に指導させていただき行っているところでございます。中でも、今回のコロナの新しい変異株につきましては、飛沫に加えて、より小さなエアロゾルによる感染伝播を防ぐことが必要であるという指示内容でございましたので、正しい換気の方法といったものについて、児童・生徒だけではなく、教職員そのものも理解できるように再徹底をさせていただいたところでございます。

現在、全ての学校におきまして、授業が終わるごとに窓を全開にするとともに、新たに各教室にはサーキュレーターを購入しまして、全て外向きに設置して、より適切な換気が行われるようにしているところでございます。また、従来からあります感染リスクの高い教育活動、かなり至近距離で行うとか、対面で話し合うというような教育活動につきましては一時的に停止したり、あるいは十分な距離を空けて実施したりするなどの手だてを講じたりしておるところでございます。

さらに、指導の徹底をしたのが給食時間でございます。黙食のさらなる徹底の中で、教職員による見守り指導も継続しております。健康チェックにおきましては、発熱、あるいは風邪症状に加えて、新たに下痢の症状についてもチェック項目として入れて、市内統一した文書を保護者宛てに配付して、共通理解の下、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 9月以降、新たにサーキュレーターを用いて換気を促進しているということで、この議場でもそうでございますが、引き続いてそうした感染対策をよろしくお願いしたいと思っております。

最後、3つ目の質問になりますが、県道92号線の進捗状況についてになります。この問題は、同じく昨年の9月の定例議会の一般質問の中でも、進捗状況と今後の予定についてお尋ねいたしました。また、前回の6月の定例議会においても、若園五朗議員が質問されましたが、そのことを踏まえた上でも質問をさせていただきたいと思います。

調整監は、昨年の9月の答弁の中で、その時点で3筆の用地買収が残っており、1筆は解決し、残り2筆1地権者が残っていると御答弁をされました。解決した1筆については、既に正式に用地買収が終わっているのか、まずこの点をお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 若原議員から御質問いただいた件について答弁させていただきます。

昨年の9月議会にて報告させていただきました取得した用地に関してでございます。令和2年8月7日に土地の契約が完了いたしました。その後、9月15日に所有権移転の申請を法務局にて受付され、現在その用地は岐阜県名義ということで所有権移転済みでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 昨年の9月の議会では、残り2筆1地権者に関しても、文書を送ったり交渉を進めていると答弁されました。また、6月の議会でも若園議員の質問に対する答弁として、法律に基づき県と協議し進めていると回答されました。個人情報関係もあり、内容については詳細はお尋ねいたしません。地権者の中には連絡が取れない方もお見えになると前回答弁でございましたが、今後の土地買収の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 前回は答弁をさせていただきましたとおり、残り2筆、1件というのは、共有されておって、2筆なんです。案件としましては1件というような認識でございます。県とは常に情報を共有しながら、それぞれの立場で向かっているような状況でございます。今まさに日々面談をかけたり、例えば行政機関にいろんな書類を送ったりしている最中でござ

います。順次進めておるところということで答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） この残り2筆に関しましては、特に橋台に関わる重要な部分だと前回の答弁でお聞きしております。用地買収が終わらなければ、橋の設計そのものもできない状況にあると回答もいただきました。そのことを考えると、早急にこの2筆の土地の取得をしなければならないのではないかと考えております。

さらに、先ほど申したとおり、連絡が取れない場合の対処方法についてお尋ねいたしましたところ、回答の中で、土地収用法があり、国家機関である法務局などの供託所にお金を預けて取得する供託制度があるとの説明もいただきました。

そこで質問なんですが、実際に今まで、瑞穂市においてこうした供託制度を利用して土地を取得されたことがあるのかお尋ねします。また、この残り2筆の土地についても、供託制度を利用しなければならない可能性は実際あるのか、また利用するのであれば、その条件や時期、そういったものはどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） まず過去の事業におきまして、瑞穂市においては、土地収用法に伴う供託制度というものを活用した実績はございません。また、今回の用地取得に関しまして、任意交渉によって進めていくというふうに県からは伺っております。

現在、事業地、残り2筆につきまして、先月上旬になりますが、県と市の職員で地権者のお一人と接見いたしております。共有の土地になりますが、持分割合として一番大きな持分割合の人からということで、まずその方との接見でございます。今後、順次事業の説明を行うとともに、所有者の方々の御理解をいただき、進めてまいりたいと考えております。

また、議員が御心配されております連絡が取れない方の対応ということでございますが、相続調査による所在確認調査も含めた対応といたしまして、現在、県から司法書士や法務局での相談を併せてしてございまして、その対応について進めているところであるというふうに伺っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） いわゆる名和医院から西へ向かう道路になりますが、去年の中でも説明させていただきましたが、大方10年、15年、20年工事がストップした状況になっております。一刻も早い開通に向けての努力をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長にもお尋ねしたいと思います。

ただいま調整監より進捗状況や今後の対策について御説明をいただきました。この県道92号

線は、瑞穂市を横断する主要道路として、南は国道21号、そして北はこの92号線が幹線道路として瑞穂市の発展にとって欠かすことのできない道路になってくると思います。そうした重要な主要道である県道92号線の早期開通に向けて、前向きな御意見をいただけるとありがたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員から、県道92号線、県道岐阜巣南・大野線の早期完成というような御質問をいただいております。

御存じのとおり、この岐阜巣南・大野線は、東海自動車道路大野神戸インターにも結ぶ、そんな大切な道路だということを認識しております。期成同盟会を設けて、毎年要望活動も実施をしております。先ほど調整監から説明がありましたが、昨年までは3筆だったところが今は2筆の1地権者というようなことで1案件となってきました。多くの相続人の方がおられ、そして高齢化により意思表示がなかなかできない方、さらには連絡先がつかないような方ということで難航しておりますが、次第に少しずつ先行きが見えてきたのではないかと思います。

瑞穂市としては、この期成同盟会の際にも要望させていただきましたが、用地取得の状況を見ながら、橋梁の設計や少しでも事業の予算化をしていただけるような要望活動をこれからも続けてまいりますので、今のところ2筆、1つの地権者の方の所有権移転を急いでスピーディーに進めることを取り急ぎ考えて、そして要望活動も引き続き続けていきたいということで御理解をさせていただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続き、市幹部の皆様の協力の下、一日も早い県道92号線、また数年後には大野インターのそばに病院もできる予定でございます。それに向けた交通の手段として、引き続き努力をよろしく願いしたいと思います。

若干時間もかなり早いですが、コロナ禍の一般質問になります。これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 3番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩とさせていただきます。

なお、昼食時間を挟みまして、予想より早く終わりましたので、午後、12時40分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午後0時41分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5 番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 議席番号 5 番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、今回は資料を作成しましたので御覧いただければと思います。前回の一般質問において、傍聴者の方から質疑の内容がよく分からないという御指摘がありましたので、今回資料を作成させていただきました。ただ、まだ内容的には十分検討されていない部分もありますので、若干質疑の内容とかみ合っていない部分もありますけれども、その点は御容赦をお願いいたします。

本日の質問、大きく 3 つの点があります。1 つは国民健康保険、国保税の問題について、2 つ目には下水道事業と財政計画、そして 3 つ目には穂積駅の喫煙所、喫煙コーナーについての質問であります。

さて、以下、具体的な質問につきましては、質問席から行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず最初に、国民健康保険についてで質問をさせていただきます。

この国保の保険税につきまして、私は昨年 6 月議会、9 月議会で取り上げさせていただきました。その中で、サラリーマンなどが加入する健康保険の保険料に比べ、国保の保険税の負担が非常に重い、そういったことがあります。その原因としては、国保には企業負担がない、またそれに代わる国庫負担がありますけれども、その割合が旧来と比べて減ってきている、そんなことが上げられると思います。瑞穂市においては、国保税の医療給付分について、税方式をこれまでの 4 方式から 3 方式に転換をする取組がなされてきました。平成 29 年度 27% あった資産割の保険税が平成 30 年度から 4 年かけ順次引き下げられ、今年度からはゼロとなりました。一方、所得割が引き上げられ、平成 27 年 5.6% であったものが令和元年では 6.06% となっております。

そんな中、執行部の御努力もあり、令和 3 年度、今年度からは資産割がゼロとなるほか、所得割部分でも 0.02% の引下げ、均等割 2,300 円、平等割 2,200 円それぞれ引き下げられました。その結果、県が示している標準保険料率よりも低く設定されることになってまいりました。これは私の個人的な試算ではありますが、国保税 1 人当たりの令和 2 年度 2,570 円、3 年度では 6,377 円引き下げられた、そんな計算を見ております。しかし、まだまだ健康保険との格差は非常に大きいものがあります。根本的には、国庫負担割合を増やすなど、政府の政策転換が必要であると思います。しかし、それを待つだけでなく、自治体としても少しでも住民の負担軽減、不合理な面の解消を図っていく必要があると思います。

そこで質問をさせていただきます。本日お配りしました資料の 2 ページ目であります。そこ

には、瑞穂市の国民健康保険には、令和２年度末、今年の３月末において９億４,０００万円の国民健康保険基金が積み立てられているというような報告がなされております。前年度よりは若干減ったということではありますけれども、国民健康保険税、その収入済額に近い金額が現実には積み立てられているといったことになります。そして、令和３年度の補正予算によれば、この国保基金からの繰入金は７,０００万円、逆に基金への積立は６,０００万円という予算がつくられております。こういったことを勘案しますと、今年度末の基金の残高はほぼ横ばいではないかと見ておりますけれども、そのような認識でよろしかったでしょうか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

現在、当初賦課額が７月に決定したばかりで、年間の収支を見ていかないと基金の残高がどうなるかは分かりません。しかし、国保税の税率は、資産割がなくなり、所得割も下がり、国保の税収も減ってきていますので、基金を利用して国保運営をしていきたいと考えています。基金の残高は減少傾向と見ています。以上で答弁とさせていただきます。

〔５番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○５番（関谷守彦君） この国保の基金の積立分ですけれども、グラフを見ていただくと分かりますように、平成３０年度で２億５,０００万円増えている、３１年度では１億５,０００万円それぞれ増加し、合計して４億円も増えていることになります。この時期というのは、たまたま国保の県への一本化が始まったということで、県の見込みというのか、そういったことが安定しないといった事情もあるかとは思いますが、結果として見れば、市民から保険税を過大に取り過ぎた結果になっているのではないのでしょうか。その点についてどのように考えられておりますか、お答えをお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 国保会計は、基金と繰越金の合計が資産の合計となります。平成２９年度末の国民健康保険基金は５億８,１４１万６,０００円で、繰越金は５億２,２９２万７,０００円であります。基金と繰越金の合計額が資産合計となりまして１１億４３４万３,０００円となっています。平成３０年度末の国民健康保険基金は８億３,１４５万６,０００円で、繰越額は２億５,６８８万５,０００円であります。その合計の資産合計としましては１０億８,８３４万１,０００円であります。平成３１年度末の国民健康保険基金は９億７,５６０万３,０００円で、繰越額は８,４２８万２,０００円あります。３１年度末の資産合計は１０億５,９８８万５,０００円あります。令和２年度末の国民健康保険基金は９億３,９９９万円で、繰越額は１億５８８万５,０００円あります。その資産合計は１０億４,５８７万５,０００円あります。

基金で見ますと、年度で増加があるように思われますが、繰越額を含めた資産合計を見ますと毎年減少傾向にあります。国民健康保険事業費納付金を賄える保険税収入の不足が生じたと

きの財源として基金を運用して、安定した国保運営をしたいと考えています。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今御答弁としては、繰越金と基金の残高を足すと、トータルで見れば減少傾向にあるんだと。だから、将来的に不安であるから積んでおきたい、そのようなお話であったかと思います。しかし、考えてみますと、ほかの特別会計、あるいは一般会計の基金に比べてみますと、保険税に近い積立てを保持していることは、本当に適切であるかどうかということは考えなければならない問題であります。ほかの市町をいろいろネットで調べてみましても、こういった積立金をどう考えるのか、そんなことが様々な形で議論されているようにも思っております。

旧来、この基金の積立てをどの程度すべきかということにつきましては、かつては保険給付費の2か月分、現在のあれでしますと、およそ4,900万円ぐらい積み立てておくという話がありました。でも、こういったことは、県の一本化の中でそういったことは必要ないといった議論がされて、今なくなっている。あるいは、昨年の質疑の中で、県平均としては1人当たり3万5,000円程度の積立てであるというふうな平均値が出ております。それを2年度末の人数で掛けますと、およそ3億5,000万、6,000万といった数字が出てきます。正直言いまして、やはり4億、5億あればそういった不安に対する解消はできるのではないか。やっぱり今の状況の中で、この分を上回る額についてはしっかりと活用していく、加入者に還元をしていくといったことが必要ではないかと私は思っております。

さて、国保税につきましては、御存じのように所得割、均等割、そして平等割というものがあります。この均等割につきましては、現在でいきますと被保険者1人当たり、一人一人に対して年間1人5万1,400円、39歳以下であれば3万7,600円負担をするといったふうになっております。これは、本人に収入があろうとなかろうと関係なく負担が強いられるといった性質のものであります。したがって、赤ちゃんであっても生まれたその瞬間から課税をされる仕組みになっております。これは、どう考えてもあまりにも理不尽ではないでしょうか。子育て支援の観点から、こういった子供の均等割をなくしていく方向で考えてはどうか、そんなことを考えたりもしますけれども、いかがお考えでしょうかお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 政府は、6月11日、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法を公布しました。この法改正の事項としまして、未就学児分の均等割保険税を対象に最大5割軽減をし、軽減額を公費で支援する制度を創設する規定があり、施行日は4年4月1日で、令和4年度分の保険税から対象となります。また、未就学児の均等割軽減に所得制限は設けられず、全世帯の未就学児が対象となります。以上で答弁とさせていただきます。

だきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今、部長のほうから、来年の4月から未就学児童に対しての均等割分について最大5割、法定免除を受けている方についてはその範囲内で国のほうが補助をしていく、そんなことが施行されるということ。これにつきましては、要は少子化対策、子育て世帯への経済的支援、こういったものが必要と政府自体も政策判断をして、こういったものを実施していくということだと思います。そうであるならば、子育て支援の一環として、市としても何らかの形で子供に対する均等割の減免といったことを検討する余地は十分にあるのではないのでしょうか。

仮に、18歳未満の子供の均等割を全て免除したと仮定をしますと、恐らく必要な額につきましては三千数百万程度になるのではないかと勝手な試算をしております。そういった額、確かに金額的には大きなものもありますが、現在の基金の残額、残高からすれば、これは十分可能なことではないでしょうか。子供の均等割の減免について、来年度から何らかの形で実施されることを検討していただくようぜひお願いをしたいと思います。

次に、市の国保税条例第25条第1項で、国民健康保険税の減免制度というものがあります。内容的には、災害が起こった場合、あるいは事業の廃止、失業等によって収入が著しく減少した場合に国保税を減免するといった制度であります。この制度につきまして、これまで直近での適用状況はどんなふうでありますか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 国民健康保険税の減免制度の適用状況について、御報告します。

まずコロナ減免の申請件数と減免額につきましては、令和2年度が86件、1,622万円となっています。令和3年度は、現在のところ13件、169万6,200円となっています。

ちなみに、それ以外の減免の申請件数と減免額に関しましては、令和2年度が38件、112万円となっています。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 令和2年度の38件というのは、コロナ特例ではなくて、25条の1項が適用をされたという内容でよろしかったでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） この38件に関しましては、被扶養者減免といいまして、世帯主さんが社会保険の方で後期高齢に行かれた場合に適用する減免が38件ということです。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） そうしますと、先ほど私が口頭で言いました25条の1項で該当する国保税の減免は、実際には一件もなかったということによろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） そちらのほうの減免の件数はゼロということで報告します。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） コロナ減免については、先ほど令和2年度では86件、90件近い申請があったというふうな報告がされております。

それでは、これまでの減免制度でなぜ一件もなかったのか。ここはいろいろ考えなければいけない問題があるのではないかと私は思っております。そういった意味で1つ確認をしたいと思っていますけれども、国保税の条例、あるいは実施要綱を見ますと、減免の対象になると本人が考える場合については市長に対し申請をする。そして認められれば、申請時から減免されるという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 窓口のほうでの相談を受付しますので、申請いただいて、こちらのほうで審査をしますので、よろしくお願いします。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） ありがとうございます。

そうしますと、今の御答弁でいけば、こういったものに該当する場合については、申請をまずはしてみる、そしてその結果についてまた報告があるということで理解をさせていただきます。

では、続きまして、次のテーマについていきたいと思います。

2つ目は、下水道事業と財政計画ということについてお尋ねをしたいと思います。

下水道事業については、午前中にも庄田議員のほうから質問がありました。その中では、丁寧な説明を何度も行っていくといったことが必要ではないか、そういったことが提起されていると思いました。私もまさにそのとおりではないか、そんなふうに感じております。

そんな中、前回の6月議会において、私はPPP／PFI導入検討調査委託報告書を基に質疑を行わせていただきました。そのポイントを確認しますと、資料の3ページにもありますように、公共下水道事業が持ち上がった当時、この資料でいけば19年度末になりますけれども、

当時の汚水処理人口普及率は40％程度であったというような報告がなされております。それが直近では60％近くまでになっている。つまり2割増加した。その主な要因としては、新しい家が増加をし、そこは当然合併浄化槽ということになりますので、合併浄化槽の割合が2割増えた。全体から見れば、半分近くが合併浄化槽という状況になってきております。

こういった背景を含めて考えますと、これまで市から示されてきた全体計画での公共下水道対象地域での公共下水道への接続率、この資料では水洗化率の見込みと書いてありますけれども、そういったものが全体計画では79％と見込んでおりましたけれども、今回の報告書、中位シナリオ、または標準シナリオという表現もされている場合もありますけれども、これが50％近くというふうに低く見込まれています。これが将来の事業計画にどう影響するかということが私は一番のポイントであったというふうに質疑をさせていただきました。そのときの質疑を踏まえ、今回もこの下水道事業について若干質問させていただきます。

まず第1点、今年の3月議会におきまして、総務部長は馬淵議員の質問に対し、まず下水道事業を進める上での財政部局との調整でございますが、一昨年、つまりは令和元年と思いますけれども、8月にこういった調整を行っているとの答弁がありました。それ以降、直近までの間に、こういった環境水道部と総務部との調整、話し合いといったことがあったのかどうか質問をさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市公共下水道全体計画の財政計画につきまして、下水道部局とは事業ヒアリングや重要事業等市長ヒアリングなどを通し協議をしております。以上、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、担当部局と調整をした、議論をしているという今御答弁だったと思います。つきましては、その内容がどのようなものであったかを確認したいと思います。

この3月議会の総務部長の発言では、全体計画の9章、財政計画を基に一般会計からの繰出金がどのくらいになるかを検証し、さらに下水道事業会計への繰出金が経常的な経費となっていくことから、経常収支比率、実質公債費比率といったものを検証していく必要があると説明されております。そして、毎年度平均して2億1,200万円程度の繰り出しを想定している。そして、平成30年度の経常収支比率が85.6％でありましたけれども、それを加味すると87.7％になる。また、一般財源と経常的な経費が平成30年度並みに維持しておれば、財政運営上、十分に耐え得る数値になるといったような報告があります。

そして、実質公債費比率につきましては、償還のピークとなる年度が令和34年度でございます。

すが、令和34年目の元利償還金 7 億5,200万円と基準財政需要額に算入される交付税措置 3 億1,700万円といったものを平成30年当時として試算をすると、公債費比率が7.6%になるというような報告がされ、市の将来的な事業に影響はないと、そのような報告だったと思います。

今回、先ほども言いましたように、この報告書の標準シナリオ、接続率が8割から5割に下がる。そういった中で、そのような影響がどのようになったのか、そういったことについての検証はされているのでしょうか。また、これが当初の予定よりも長期に費用が引っかかってくるといったことも書いてあります。そういった意味も含めてどのような影響があるのかといったことについての御回答をお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 関谷議員の御質問にお答えします。

今、ちょっと細かな資料はございませんが、協議した内容といたしましては、重要事業等の市長ヒアリングでは、瑞穂処理区の令和9年までの事業スケジュール、さらに公共下水道の瑞穂処理区の第1期事業収支計画について、令和8年度までの一般会計からの補助金、起債、社会資本整備総合交付金についての説明を受けて協議をいたしました。先ほど御質問いただいたような内容の協議はしておりません。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 本日配付しております資料の3枚目、一番下には334ページと書いてありますけれども、ここの上から5行目、これは前回の報告書を作られたN J Sさんと下水道課との話合いの簡単な議事録でありますけれども、上から5行目であります。これを見ますと、基金を取り崩す上限額、年間で2億3,000万円は財政部局との協議により見直しは可能かといったことに対し、市のほうとしては協議は可能であるため、起債の償還期間の見直し、適切な上限額の設定といったことについて検討したい、そのようなことが記載されております。しかれば、こういったことについてきちんとした議論がされているべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 関谷議員の質問にお答えしますが、逆にこの打合せ記録を見させていただきますと、瑞穂市下水道事業におけるプロジェクト・プランニング型PPP／PFI導入検討調査委託に関する打合せ記録ということでよろしいでしょうか。

昨年度、下水道課が実施しました今瑞穂市の下水道事業におけるプロジェクト・プランニング型PPP／PFI導入可能性調査は、全体計画を見直すことを目的としていない旨を担当部署に確認しており、財政の再検証は行っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、これはなぜこんなことが記載されているか。これにつきましては、やっぱりN J Sさんもこういった報告書を出すに当たって、これまでの財政の見通しが変わってくるのではないかと、そのような危惧があって、こんな提起がされていると思います。そういった意味では、これは環境水道部長のほうよろしいですかね。ここら辺について、どのような見識があるのでしょうかお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） もう一度質問の内容ですけど、この調査についてのN J Sのどういったことを求めているのか、もう一度お願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 難しい話ではなくて、先ほど言いましたように、基金を取り崩す上限額は2.3億円と当初想定されていますけれども、それに変更を及ぼすのではないかと。そういった意味で、財政部局との協議といったものをされる必要があるのではないかとという問いかけだと思います。それについて、やっぱり協議をしていく必要があるのではないかとという回答がされて、当然これから自然に見れば協議されているのかなと思うのが普通の私の思ったところですので、ところが、そういったことについてはあまり協議がされていないような話が総務部長から出ているような感じがいたします。そういった意味で、ここら辺について、その見込みの変更等について、なぜしないかということも含めて御回答願えればと思います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 前回の6月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、このP P P／P F Iの導入可能性調査は、目的といたしましては、どのような手法が官民連携を取れるかという調査を目的としておりますので、財政計画の見直しをすることを目的としたものではありません。ですので、前回もお伝えしましたが、市のこの事業にとって不利な形で、いかに水洗化率が低くなっても成り立つのかどうかからも検討しまして、調査報告として出しております。

下水道全体計画における財政シミュレーション、財政計画は、事業が進む中で事業計画や全体計画の変更と併せて行うもので、まだ第1期事業の事業区域の供用開始もされていない段階では行うものでありません。

また、先ほどの資料を使わせていただいて申し訳ないんですけど、円グラフがあったと思いますが、汚水処理人口普及率、確かに今言ったように、19年から十二、三年たっておりまして、今下水道が進んでおりませんので、浄化槽が増えておるのは当然となります。ただ、浄化槽においては、下水道と違いまして、いろんな条件で建て替えとか、そういった場合には変わると

いうことになってきます。ただ、下水道については、そこに一本あることによって、将来、10年、20年の桁ではなく、100年、200年、300年という時代において、あることによって必ず将来浄化槽に代わってつなぎ込まれるという前提で未来を見ているので、今だけを見ていただくのはちょっと違うのかなと思います。

また、その下です。その下の水洗化の見込み、全体計画が79%、今回のPFIの導入可能性調査では50%ということで、いわゆる不利な条件で設定しておりますが、まず水洗化率、こんなことを言っても申し訳ないんですけど、例えば呂久なんかは99.2%ぐらい水洗化になっております。ただ、実際には、水洗化が上がったとって、果たしてそれがいいのかどうかということもあります、実際には経費回収率ということになるのかなと思います。

実際、今使用料をもって維持管理費が賄えるかどうかというのが大きいことでありまして、今回のPFIの調査においても、本来は企業会計ですので、もっと細かい、減価償却とか一般会計の繰り出しということも検証しなくてはいけないんですけど、この調査においては、ごめんなさい、私の記憶で申し訳ないんですが、令和21年度においては水洗化率が約42%。そのときに、使用料をもって維持管理費の経費は賄えるという結果でこのPFIの調査も出ておりますので、仮に42%としても、取りあえずは維持管理は出せるということで、運営は成り立つのかなというふうに理解しております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今部長のほうから3点についてお話があったと思います。1点については、そもそも今回の報告書については、事業計画を見直すといったことではなくて、PPP／PFIを推進していくに当たってのあくまでも試算であるということ。そして、2つ目には、少し議論が外れますけれども、汚水処理の人口普及率40%が60%になっているということについてお話があった。そして最後に、令和21年度、42%の接続率でもやっていけるというようなお話だったと思います。

これについてちょっと議論をすると時間がなくなってしまうので、若干個人的に見解だけさせていただきます。令和21年度の42%の段階で、いわゆる現金収支については維持管理ということではできるのではないかなということでもありますけれども、それにも注釈がついておりまして、瑞穂市の場合は、ほかのところよりも若干使用料が高く設定されているといったことで成り立っていくと、そんなようなことも注意書きに入っております。ですから、今後の使用料をどういうふうに考えていくのかということについても、これは大きく影響している部分だと思います。

それから、実際今の段階で、いわゆる単独浄化槽のところと合併浄化槽のところ、恐らく当然このシミュレーションでも分けて考えてみえると思います。そして、単独浄化槽、それから

くみ取りのところについては、ほかの経験地、全国なあれでいくと大体８割ぐらいまでは何とか行けるんじゃないかということも報告書にも一部記載がされております。ところが、合併浄化槽についてはなかなか進んでいかないから、先ほど部長も言われたように、建て替え等を通じて順番に増えていく。当然、新しい家なんかが建つ場合は、公共下水につながっていくといったことになってくると思いますけれども、そういったことを考慮しても、こういった接続率になっていく。何ととっても接続率の違いというのは、要は収入が増えるか減るか、そこに関わるわけですから、これはやっぱり重要な問題ではないかと思っております。

そういった中で、全体計画の見直しを目的としていないから、ここへ出てきている数値について、将来の見通しを考える必要はないという、これは６月の議会のときにも確かにそのような御答弁でありました。

しかし、本当にそれでいいのか。こういった見通しが出ている中で、そういったことも考慮して、将来の財政見通しを立てる。これは普通考えて当たり前のことではないでしょうか。

そして、また今回でも、この前の産業建設委員会に出されています資料によりますと、処理場の工事費だけを取りますと３２億円という数字が出されております。この額には、くいの基礎部分での増えた部分１０億円とか、水処理施設、１池を２池造るという、それで５億円増えるといった部分も含まれていると思います。そういったことを勘案しますと、１７億円の工事費が、ここに１０億円加わって２７億円。そこだけを見れば５８％のアップにもなっているということになります。こういったことを考えると、本当に長期的な見通しも含めて、再度考えていく必要があると私は思いますけれども、そういったことについてお考えはないということでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほども申しましたとおり、まだ１期事業計画区域の事業が進んでおりません。今後進む中で、先ほども言いましたが、事業計画の変更等が出てくることになります。そういった場合に、改めて事業計画の変更と併せて、財政計画の見直しも行うものと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔５番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○５番（関谷守彦君） そうしますと、工事が始まってから、改めて必要な場合には見直しをしなければならないといった認識だということですね。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） はい、そのとおりです。実際に、業者さんによっては、どの程度のお金で落札できるかというのがまだ未定でありますので、今後そういうことも含めまして、事業が進む中で改めて検証していきたいと思っております。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、この下水道事業というのは、やっぱり始めたらやめるわけにはいかないとすら思います。そんな中途半端にできるような事業ではありません。ところが、始めてしまってから改めて検証して、これが足りないとなつては困るわけでありますので、やっぱり今の段階で見込めることについては最大限見込んで、それでもなおかつ大丈夫だということが必要ではないかと私は考えております。そういったことについても再度御検討を願えればと思います。

それで、話が少し変わります。本日の資料の一番最後のページ、これは単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える場合、その補助金の3分の1が市、3分の1が県、そして3分の1が国が負担するということでありますけれども、このような補助金がつくられております。これを見ますと、もちろんこれは地域が限定されているといったことがありますけれども、それは置いておいたとして、5人槽であれば最大で72万2,000円、そして7人槽であれば80万4,000円、こういった補助が出されて、単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えることができる。これは相当大的な額だと思います。

ところが、一方、公共下水がつながって、単独浄化槽の家庭が公共下水に接続しようとする場合、補助についてはほとんど期待がされないというところがあります。しかし、それまで単独浄化槽であったのを公共下水につなげる場合には、配管のやり直しといったことが当然かかってまいります。それについては、合併浄化槽へ切り替えるのであれば補助が出るけれども、この部分については補助が現実には出ないというような今仕組みになっていると思います。こういったことについては非常に困難を、いわゆる公共下水につなげる場合の一つの経済的な問題として立ちはだかる、そういったことだと思います。そういった意味も含めて、単独浄化槽から公共下水に接続する場合、この点での改善策、一定考えていかなければ、この事業自体も進んでいかないのではないかと思いますけれども、そういった点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そうですね。おっしゃるとおり、下水道については、浄化槽ほど補助金はありません。現在、下水道に接続する現行の助成といたしましては、単独浄化槽や合併浄化槽、あとくみ取便所を下水道に接続する場合は、供用開始から2年以内であれば5万円の助成制度があります。また、2軒以上が利用する私道の下水管工事は全額公費で行います。そのほか、排水設備工事費の調達が困難な方については、融資あっせん及び利子補給制度があります。融資してもらえる金融機関を市があっせんし、その場合は利息を全額市が負担するという制度であります。

また、下水道区域においては、このような浄化槽補助や配管工事の補助は、現在国の補助も

ありません。ですので、今全国的には、瑞穂市のような下水道接続に関する助成などの制度は手厚いほうであり、ただ、より今後下水道に接続しやすく、かつ公平な制度を検討していきたいと考えております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 現行でいえば、2 年以内の接続であれば5 万円の補助、あるいは借入れをする場合は、利息について補填をする、そのような制度がありますという御説明でありましたけれども、正直言って、それだけではなかなか賄えないのが現実だと思います。そういった意味で、合併浄化槽にした場合の補助と非常に大きく違うわけですので、もちろんこれは目的が違うということもありますけれども、そういったことをいって考慮しなければならないのではないかな。そういったことを打ち出すことが必要ではないかというふうに私は思っております。

極端な話、一度単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えておいて、それから公共下水につなげると、これが損か得かという計算はそれぞれ違いますので何とも言えませんが、そんなことまで考えざるを得ないというふうになってきます。そういった意味で、ぜひ一度、公共下水を推進していくということであれば、そういったことも考えなければならないではないかというふうに思っております。

では、次のテーマについてお話を進めていきたいと思います。

3 つ目は、穂積駅の喫煙所のことについてです。

午前中、若原議員からも先生方の喫煙についてのお話がありました。こういったことも含めてありますけれども、私のほうとしては、穂積駅にある喫煙所、北側に1 か所、南側に1 か所、南側は2 つのあれがありますけれども、そういったところの問題について提起をしたいと思います。

喫煙者の方の喫煙マナーというか、そういったものも旧来と比べますと向上してきていると思います。もちろん公共施設、あるいは飲食店においても今は禁煙になってきている。そのような中で、現在穂積駅にある喫煙コーナー、これは単に間仕切りがしてあり、仕切りがしてあるだけで、煙あるいは臭い等はその周辺に広がっていくような状況になっていると思います。午前中にも紹介がありましたけれども、改正の健康増進法の第25条ないし第26条においては、市においては、受動喫煙に関する知識の普及、啓発、環境整備など、そういったことが要請されております。そして、さらには関係する機関とも連携を図り、協力するよう記載をされております。そういった意味におきまして、今の穂積駅にある喫煙所の現状について、どのような認識があるのかをお願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 議員御指摘の喫煙所は、平成28年6 月の一般質問で駅周辺の歩

きたばこやポイ捨て、また臭いによる苦情等で市民が困っているとの質問を受け、J T（日本たばこ産業株式会社）さんに相談し、寄附により平成29年3月に設置いたしました。また、昨年、令和2年7月には、この喫煙所の老朽化により分煙の効果をなくしたことや、たばこの煙や臭いの抑制のため、従来よりも煙の飛散が少ないパーティション形式の喫煙所を前回同様、J Tさんから寄附で頂きました。しかしながら、ポイ捨ては大幅に減少しましたが、煙や臭いの飛散は以前よりは少なくなったものの、なかなか全てを防ぐことができておらず、たばこを吸わない方への配慮が必要だと感じております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） J Tさんからの寄附によって、以前よりも多少はよくなるような設置がされたというお話でありました。しかし、現実には、今部長も言われましたように、なかなかそれだけではいっていかない。特に北側になりますと、ちょうどタクシーの乗合場所、タクシーを待つとか、あるいは迎えに来る人たちがそこで待っている、そういったベンチも置いてあります。そういったところですぐそばに喫煙所があると。特に風なんかが吹けば、当然にして辺りに回っていく、そういったふうになっております。これは、やっぱり改善をしていく必要があるのではないか、そのように考えますけれども、そういったことについての御検討はあるのでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 北側の喫煙所は、もともと分煙とか環境美化を目的として設置していますが、やはり効果が一部発揮されていない状況と考えておりますので、現在の喫煙所は、次の更新時には、議員御提案のとおりボックス形式にするか、また南側にも北より一回り大きい喫煙所がトイレの東にございます。そちらに集約するか、また北側のトイレの東側にも一応スペースが現在ございますので、そっちに移動するかを検討したいと考えております。

なお、次期更新時には、今の位置の変更も検討しておりますので、今の段階では今の施設に経費をかけるということはちょっと考えておりませんので、よろしくお願いします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今部長のほうから、更新期を迎えたら場所の変更、あるいはボックス化も含めて検討したいというお話でありました。これは即刻お願いしたいと思っておりますけれども、更新時期というのは具体的にはいつ頃になるわけでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 前回は29年に設置していただきました。今、令和3年度ですの
で、4年程度で今回更新をJ Tさんのおかげでさせていただいております。今後も、パーティ

ションも半永久的に使えるものという認識はありませんが、また今後も状況を見ながら、JTさんとまた相談しながら、よりよい環境にしていきたいと考えておりますので、ちょっと時期についてはまだお答えはできません。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 時期については明言できないけれども、JTさんと相談をしていくというお話だと思います。この健康増進法によれば、こういったことは努力義務ではありますがけれども、早期にやっていくことが必要だと思います。更新期を待つということで中途半端な形にするのではなく、いつまでにできるのか、あるいは即刻するのか、そういったことも含めてJTさんとも相談する、あるいは市の独自の考えも含めて、場所の移動の問題、それからどのようなものが適切なのか、そういったことも含めて、また広く皆さんの御意見もいただきがてら早急にぜひお願いをしたいと思います。

私のほうは、本日は以上3点についての質問でありました。これで本日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） 5 番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時31分

再開 午後 1 時40分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17 番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、2点について質問をいたします。

1点目は、組織改革について。2点目は、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてでございます。

初めに、組織改革について質問いたしますけれども、ある部分についてパネルで説明をしたいと思いますので、議長さんの許可をよろしくお願いします。

○議長（広瀬武雄君） はい、許可します。

○17 番（松野藤四郎君） ありがとうございました。それでは、質問席から質問をいたします。

それでは、最初に組織改革についてお尋ねをいたします。

市民の皆様が瑞穂市に居住され、また他市町の方たちが来庁されたとき、行政組織についてどのように思われているのでしょうか。

健康福祉部では業務内容別に4課設けられ、本庁舎2階フロアで3課、そして総合センター

1階に1課と分かれています。来庁者には本庁舎南玄関入り口に案内板が設置されていますが、フロアごとの課名の記入のみで業務内容は記載されていません。来訪者が課名だけで判断するのは困難であります。階段を上ったところには案内係が配置されていますが、玄関入り口に案内係・課の業務名板を置くべきものと考えられます。

身体・健康状態によりエレベーターを使用されることを思うと玄関口が妥当であるが、移動できないかお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、松野議員の御質問にお答えいたします。

まずは1階の入り口付近における来庁者への対応として、正面玄関に入って階段の手前右側に来庁者から各課に問合せできるように電話機が設置され、その机の上には各課の主な所掌事務が記載された表示物が掲示してございます。また、エレベーター内にも各課の主な所掌事務を記載した案内板が掲示してございます。しかし、議員御指摘のとおり、来庁された方、誰もが分かりやすいとは言えない状況と思われれます。

今後の対応といたしましては、現在、行政組織の見直しが検討されている状況に合わせまして、風除室にある案内板に各課の主な所掌事務情報を追加したり、または案内板自体を作成し直したりするなど、来庁された市民の方々に分かりやすい案内ができるように検討していきたいと思っております。

また、2階に案内係を配置していることにつきましては、配置する時点で検討をした経緯がありますが、玄関入り口に案内係を配置できるスペースがないという点と、防犯上好ましくないという点などの理由から現在の位置に配置をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後の辺の答弁の内容を聞いていますと、階段を上がって2階へ行きますと案内係が設置されたということで、これは評価をしますけれども、私が思うに、今の健康状態の話もしましたね、お客さんの話で。ということは、今の本庁舎南口のこの入り口付近。以前、空き缶の処理機があったんですね、東側には。あれは結構スペースがありますね。西側はバスの待合室なんです。そういうところにも設置してはどうかということを考えたことはあるんでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、玄関の東西どちらかスペースがあるので設置したらどうかということでございますが、そのような検討はいたしておりません。

今後、もう少し先になりますが、新庁舎を建設するというような状況のときにはよくその辺りも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 新庁舎建設という話があるんですけども、それは随分先の話ですね。一、二年の話じゃないですよ。やはり、今困っている皆さんに対して行政サービスをするのは当然ではないでしょうか。検討しないと、それはおかしいと思いますよ。

再度、答弁を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 検討をしないというわけではないんですが、まず今、現在の位置に設置するときに検討をした結果、現在の場所になっているということを御理解いただきたいと思います。以上で答弁を終わらせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 残念な回答ですけども、次にいきまして、ましてや、現在のコロナ感染防止からも人との接触はなるべく避けねばなりません。2階のフロア状況は来訪者が多く、混雑で、対応には簡易なパーティションが設置されております。そのため、通路も狭くなっている。そこで、市民サービス向上に向けてはまず行政組織の改革が必要であります。

健康福祉部の業務は、本庁舎と総合センターで行われております。手狭な本庁舎ではなく、総合センターで現在使用されている、まずこの総合センターの利用状況を確認したいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の穂積庁舎南側の健康福祉部の状況につきましては議員御指摘のとおりでございます、まさに手狭な状態でございます。

6月議会でも御指摘いただきましたが、繁忙時には窓口に座れないお客さんも見えるありさまでございます。

こうした中で、今お話のございました総合センターで現在使用されている部屋の利用状況につきましては、御指摘のとおり1階に地域福祉高齢課を配置しております。また、奥の部屋には市の社会福祉協議会が事務室を置いております。

また、2階につきましては、現在は新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場としておりますが、交流ルーム、あるいはボランティアの活動の部屋であったところ、また浴室であったところというふうに分かれておりまして、現在は全て休止をしているといった状況でございます。

す。

現状につきましては以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それで次は、今回、この議案第44号牛牧南部コミュニティセンターの関係ですね。つどいの泉にあるトレーニングルーム及び歩行用温水プールを廃止に関する議案で出ております。

そこで、第三次瑞穂市行政改革大綱（平成29年度～33年度）の計画目標として昭和40年代から60年代にかけて整備された公共施設の老朽化による整備費、そして施設の維持・更新費用は、一斉更新を迎えることについては、大きな財政負担を強いられます。これらを踏まえて、瑞穂市福祉センター内にあります2階の浴室の見直しをすれば空き室ができ、総合センターに健康福祉部が移動できるということも考えられます。

そういったことを検討されたことがあるか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの浴室の件につきましてですが、併せて健康福祉部の総合センター等への移転につきましては、過去に何度も検討をいたしました、なかなか実現に至ってはおりませんでした。

こうした中で、議員御指摘の浴室の見直しにつきましては、折も折、去る9月10日の文教厚生委員会協議会にもお諮りをしたところでございますが、このように御質問をいただきまして、市民の皆様からも御心配をいただいていると確信をいたしているところでございます。

現在、先ほども申し上げましたが、ワクチンの集団接種会場となっている2階の各室を含めまして、今後の利用についていよいよしっかりと判断をする時期が来たと考えてございます。

したがいまして、健康福祉部の在り方であるとか、総合センター2階の今後の活用につきましては、再度、本腰を入れて検討をしていきたいと考えておりまして、今年度のできるだけ早い時期に文教厚生委員会協議会等にもお示しをしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、浴室の話が出ましたけれども、先般の文教厚生委員会、9月10日の中でも同様なお話が部長さんから説明がありました。浴室については耐用年数が15年、あるいは老朽化で修繕費用が多額になる。平成12年オープンで平成25年度廃止といたしますか、見直しをしているんですが、現在、経過措置として毎週月・水・金の3日間を開設しておるわけですが、利用者については30人程度と、こういうお話でございます。

それで、今回、この浴室の廃止の後ですね。その利用者に対しては、私は西濃環境のゆ〜みんぐの温水プール、あるいは歩行者用温水プールを利用していただければいいかなと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問につきましては、現在の総合センターのお風呂というか、浴室につきましては、いわゆる公衆浴場法によります一般浴場でございます。

したがって、その他の代替となりますようなところにつきましてはこの辺りに実はないのが現状でございます。ただいま御指摘のございました、例えば西濃環境のゆ〜みんぐであるとか、あるいはまだ今回議案に上がってございますコミュニティセンターの歩行用プールというところとは全く用途が違うというところでございますので難しいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、次に行きましょう。

平成15年5月1日合併以降、18年が経過しております。人口も平成19年には5万人を突破し、現在は5万5,361人、約1.17倍になっています。

庁舎内の組織においては、地域福祉高齢課や穂積駅圏域拠点整備課、そして教育委員会で所管していた子育て幼児支援業務の一部を市長部局に移管しております。新たに、健康福祉部の子ども支援課とし、そして秘書課ではトップマネジメントとしての政策調整、危機管理機能強化など、組織力の底上げを行い、高齢化対策・JR穂積駅周辺まちづくりや、子育て支援のワンストップサービスの実現のための新設がされてきております。このことは、市民サービス向上はもちろん、行政組織の見直しによるものと考えます。

今後、潜在的な課題である事業を抱えている部署の問題解決に、職員による特別審議会等の設置の考えはあるでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えします。

令和3年4月から、組織変更によりまして3つの課内に新たな室を設けたところですが、日々変化する行政ニーズの対応のため、今後も柔軟な行政組織の見直しが必要であろうかと思っています。

議員の御提案のあった特別審議会等の設置についてですが、現在は、当市におきまして多様化する行政需要に対して限られた経費で経済性・効率性・有効性を意識した行政運営を推進するための組織として、副市長を本部長とする瑞穂市行政改革推進本部がございます。

議員御指摘のような問題解決につきましては、必要な場合にはこの組織で対応可能と考えま

すので、これとは別に新たな審議会等の組織の設置につきまして現時点では考えておりませんのでよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきますと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、次です。

瑞穂市行政組織条例第1条では、地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、組織上、市長公室、総務部、市民部、健康福祉部、都市整備部、環境水道部、巢南庁舎管理部など、部に部長を置き職員をもって充てております。そこで、各部はそれぞれの業務内容を細分化するため、課を設置してその課の分掌事務を掌理しています。また、課には、課長、総括課長補佐、課長補佐、主事など、組織上の職名があります。

現在、各担当課の分掌事務は課全体のグループ制で行われていると思いますが、そのメリットとデメリットについてお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいま、グループ制のメリット、デメリットについてということでございますが、一般的に係制と比較した場合に、メリットとしましては業務の繁閑に対応した職員同士の対応、応援体制の確立、横のつながりを重視した組織構造、意思決定の迅速化などが上げられます。

デメリットとしては、責任の所在が曖昧な体制であり、また上位職員の業務の進捗確認等による負担が増えております。さらに、当市のグループ制においては各業務担当の分かりづらさといったデメリットも上げられております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長からお答えがありましたように、メリットというのは職員同士の応援体制の確立、横のつながりを重視した組織構造、意思決定の迅速などがあるということですが、私も以前、そういったところの課を訪ねて行ったときに、不在とか分からないとか、そういう対応があるわけですね。

本当に横のつながりがあるとか、応援体制ができているか、ちょっと現状としてお話を聞きたいんですが、それは確認したところの答弁でしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 大変御迷惑をかけた場面があったようでございます。

しかし、今瑞穂市が導入しておりますグループ制につきましては、横のつながりをやって組織全体で業務を進めていくというところに視点を置いてのグループ制でございます。たまたま

担当がおらなかったというところでいろいろ御迷惑をかけたようですが、基本的にはグループ制で横の連携を取って事務を進めていくという方針で今までやってきております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） デメリットの話もされましたね。責任の所在が曖昧だという。不在とか休暇中で休んでいる方のところへ用事で行ったときに、その係の担当の課で即答ができないというような感じですよ。要は、その職務について専担じゃないんですかということです。

当市では、合併以降、今日までグループ制、総括課長補佐、あるいは課長補佐制を導入していますが、各種行政サービスの多様化、複雑化により、市民の方から窓口が分かりづらいなどのデメリットが多く、係制をしくことにより市民の方の訪問者には担当者の業務や相談ごとが明確になり分かりやすいなどのメリットがあり、近隣の本巢市や関市では令和3年4月1日に施行され、行政組織図の改正がありました。

それで、当市ではグループ制を、穂積町時代からのあれですが、平成7年からグループ制に移行をしております。現在まで25年経過し、現在、県内の市では、瑞穂市を含めあと1市ぐらいだと、2市ぐらいがこのグループ制を導入しております。これは、今年の3月、一般質問を行い、行政改革の中で係制を検討するという答弁でありました。

そこで、係制を取り入れた場合、総括課長補佐等を係長として分掌事務を行うなど、令和4年4月に向けてのスケジュールについて伺います。

これについては、若園議員の答弁もありましたように、今後のスケジュールについては、10月を目途として係制の詳細を決定する、職員に11月に説明します、12月に議会に関係条例の改正案を提出します、4月に向けては「広報みずほ」3月号、4月号に掲載しますよと、また同じくホームページもします。そういった形で市民にお知らせをします。これは、今日の答弁とこの3月の久野総務部長のお話の中からこのスケジュールについて行いましたが、この4月1日に向けての進捗状況といいますか、このとおりでよろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 若園議員のほうからも御質問がございましたが、係制の導入につきましては市民の皆様に対しまして分かりやすい組織であること、併せて責任ある市役所業務を進めていくことを念頭に置きまして、令和4年4月より既存の課の下に新たに係を設け、係長を配置する係制の導入の検討をしております。

現在のところですが、各所属に対しまして効率よく業務の執行管理の実施ができる単位での係の配置、市民から見て分かりやすい係の名称を検討してもらっているところであります。

10月からの細かなスケジュールにつきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。
以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 係別にした場合にですけど、ちょっと参考にパネルを持ってきましたけれども、今回は子ども支援課ということで、これは健康福祉部なんですけれども、この4月からある一部の業務が教育委員会からこちらに替わってきました。

それで、子ども支援課を中心として、私としては児童福祉係とか家庭相談係、幼児支援係、母子支援係、こういった係が必要ではないかと思って調べて作ってまいりました。

教育委員会と健康福祉部とで子供たちの姿といいますか、今後の子供たちをどうするかという話は部分的に合致するところがたくさんあります。その中で主役になっていくのは、例えば幼児支援係では教育委員会から一部業務、例えばサポート事業とか短期の支援事業とか、病児・病弱のそういった子供たちを、もちろん子ども支援課も幼児支援係とやっ払いこうと、こういうような格好で私はこの係をつくってきました。

係をつくりますと、係長というものがなくなってきます。その方たちは総括課長補佐でございます。現在、各課には総括課長補佐が何名いるか分かりませんが、ここの係のところを見ますと4つになりますから4人の係長となるわけですけども、そういった執行部として係制をしたときに、その係長というのは課によっていろいろ業務がございますので、今の総括課長補佐の方は係長なんですけれども、何名ぐらい増えるのか。まだこれから検討されると思いますけど、私案がありましたらお答えを願います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、今現在、各課のほうですね、各所属のほうで幾つぐらい課が、係が要るのかというところを今検討させていただいております。

幾つ、細かく分けようと思うと係長の下に1人の職員しかいないとか、そういうところも出てくるかもしれませんが、かえってそれは機動性がよくないではないかというような考え方を持っております。

今現在のところ、ざっと想像するところでは40ぐらいの係ができるんじゃないかということで、今、検討をしている状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やっぱ40ぐらいの係が要るんじゃないかという、今検討中ということですけど、係といいますと係長が40名要りますね。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おっしゃるとおり、係長が40人ということでございますが、今現在
というか、令和2年4月時点で総括課長補佐の数は44名おりますが、これは保育所も含めての
数でございますので、必ず係長が置かれる課ばかりではございません。係長が置かれない課も
あるということを考えまして40ぐらいというふうに今のところは考えております。以上で答弁
とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

それでは次に、コロナ感染症に関し危機的状況にあり、早急に専担係を健康推進課内に置く
べきものと考えられます。

これまでの感染者数は、今日、朝の新聞ですけど、631名ということで、人口のこれは
1.14%ということですね。100に対して1.14か7%ということで、早急に対策が必要である
というふうに考えます。

また、行政・現業部門には今後新たに各1名の副市長配置の考えがあるのかお尋ねをいたし
ます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、新型コロナウイルス感染症に対応する専門の部署についてと
いうところで御回答をさせていただきたいと思います。

当市における新型コロナウイルス感染症に対応する業務については、ただいまのところ市民
協働安全課及び健康推進課を中心に行うとともに、コロナワクチン接種業務は庁内においてプ
ロジェクトチームを設置しまして、担当業務を所管している課に逐次割り振って対応をしてお
ります。

既存の課の専属の業務とするのではなく、市職員全員がチームとして対応していく体制を実
施しているところですので、現状では新型コロナウイルス感染症に関する業務を専門とした係
等を置く予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野藤四郎議員から組織改革という御質問をいただいております。その
中で、現業部門にもう一人の副市長という御質問の中でお答えをさせていただきますが、現在、
もう一人の副市長というのは考えておりません。

瑞穂市がこれから進めていく事業、国と県に関連性が強く、例えば公共下水道事業、さら
には犀川遊水地のグリーンインフラ事業、駅前の整備や交差点改良など、国と県と調整するこ
とが多くなってきております。

今は、県から来ていただいている宇野調整監に一手にその辺りを引き受けていただいております。

ますが、現在、空席となっております政策企画監のポストについてをまずは国のほうから、なかなかこれは国から来ていただくということは難しいというようなことになっておりますが、その辺りについても、コロナが明けてから来年度にかけて政策企画監を国のほうから来ていただけるかどうかというようなこともこれから先、検討をしてみたいということを考えておりますので、現在は副市長の２人体制というのは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 現在のところは現業部門に対する副市長さんの配置を考えていないと。

私が思うには、その代わりと言ったら申し訳ないですけども、県のほうから宇野調整監が来ていただいていると。それは、瑞穂市の大きないろんな課題の解決のために県から派遣されている、副市長ではないですけども、調整監ということでお世話になっております。本当にありがたいなど、このように思います。

それでは、次の質問にいたします。

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてお尋ねします。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、平成28年4月から施行されております。これは、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、女性に対する採用、昇進、職種及び雇用形態の変更や、結婚、妊娠、育児、介護など、家庭生活に関しやむを得ず退職することが多いのでございます。このことは、男女間の格差であります。

当市は、法第64号第15条第3項に基づき特定事業主行動計画を定め、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間に、平成31年度までに管理的地位にある職員に占める女性割合を平成27年度の実績9.4%より10.6ポイント引上げ20%以上にする。また、部課長、課長補佐、係長等一般行政職など、各役職段階に占める女性の割合について伺います。

また、瑞穂市ホームページ公表の資料では管理職の女性割合目標は平成31年度8.6%であるが、令和2年度では14.3%の目標の20%に達しておりません。その主な要因は何かお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの4年間を計画期間とした第1次計画の瑞穂市特定事業主行動計画において、女性職員の職業生活における活躍を推進するため、管理的地位にある職員に占める女性の割合を20%と目標を設定いたしました。

また、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を計画期間とした第2次計画においても、同様に管理的地位にある職員に占める女性の割合20%を目標としております。

まずは、御質問の各職制上の女性の占める割合についてでございますが、第1次計画の最終年度であります平成31年度における職制上の階級に占める女性職員の割合については、1級主事で64人、79%、2級主任で32人、58.2%、3級主査で37人、60.7%、4級課長補佐で23人、44.2%、5級総括課長補佐で14人、34.1%、6級課長ほかで4人、15.4%、7級部長ほかではゼロ人となっております。これは保育士も含んだ数でございますので、1級主事から3級主査の女性職員の割合が大変高くなっております。また、4級以上はその割合が低くなっております。

6級課長級以上の管理的地位にある職員に占める女性の割合につきましては、第1次計画においては、平成28年度は9.1%、平成29年度は9.4%、平成30年度は9.7%で、僅かずつでございましたが上昇傾向にございました。

しかし、平成31年度は分母となる管理職の数が増えたことによりまして8.6%と下がってまいりましたが、第2次計画の初年度の令和2年度には14.3%と大きく上昇をしております。

管理職の登用については、男性職員、女性職員に関わらず、職業生活においてその個性と能力を十分発揮できるよう管理的地位への登用をしておりますが、今後とも管理的地位にある職員に占める女性の割合が20%以上となるよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 年度ごとの女性管理職員の割合はパーセントにて報告をされております。それで、令和2年度には14.3%ということであります。

それで、この数値目標20%にするには管理職というのは何名必要なのか、ちょっと再確認ですけど、お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 大変お待たせしました。

令和2年度ですと、管理職6級が25名、7級が13名おります。そのうち、それを足しますと38名ということでございますので、その20%になりますと7.6人ということになるかと思えます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 38名程度でこれを20%にしますと四十五、六人の管理職が必要になると、こういうことですね。

国では、男女の仕事と育児の両立を支援するため、男性の育児休業は2020年に取得率13%の

目標が明記され、また2025年までに目標30%とされたが、当市では男性職員の育児参加休暇者を1人以上及び女性職員は100%の目標であるが、取得状況について。

また、この期間中に女性100%の取得でありますけれども、男性職員には該当がなかったのか。男性は、例えばお父さんがほかの会社のほうで育児休業を取得されていたのか、そういうことが分かれば御答弁を願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市特定事業主行動計画において、第1次計画、第2次計画とも、育児休業の取得者・率を男性1人以上、女性100%とする目標を掲げております。

結果として、育児休業取得者・率について、第1次計画期間中、女性職員の取得率は100%であり、全員が取得していることになりましたが、男性職員の育児休業取得者はありませんでした。

しかしながら、第2次計画の初年度の令和2年度には1人が取得し、目標を達成することができ、今年度、令和3年度におきましても2人が取得している状況でございます。

なお、男性がほかの企業で育児休業を取得されたかについてというところでございますが、私どもでは把握しておりませんので申し訳ございません。以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成28年度から31年度まで、男性の育児休業はなしであるということですね。

それで、市役所にお勤めになっている女性の皆さんが出産されるのは何名ぐらい見えるのか、1年間に。分かればちょっと教えてほしいと思いますし、男性は1人ではなくて、やはり男性も休暇を取るとか、そういうことを進めていくのは当然ではないかと、このように思いますけれども、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいま育児休業の対象者が何人になるかというような御質問でよろしかったでしょうか。

こちらのほうですが、市のほうで公表している数字といたしましては、平成31年度のほうの数字を公表しておりまして、男性が2人、女性16人の合計18人が育児休業取得対象者となっております。女性は全員取っておりますが、男性は、31年度は残念ながらお二人とも取得しておりません。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に、この特定事業主行動計画は2025年3月31日までの5年間延長されております。それで、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の計画であります。

それで、先ほど申しましたように、管理的地位にある女性割合職員、これは令和4年度までに20%以上にしますよと、また育児休業取得者男性1名以上、そして女性は100%の目標であるが、女性職員の登用拡大や人材育成に、また育児休業取得に向け、特に男性職員に制度や取得しやすい整備環境が必要であると思います。

その取組についてお伺いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まずは、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を向上させるための取組といたしましては、女性職員の管理職登用を進めるために女性職員自身の意識改革や企画・管理能力等を高める研修の受講を推奨しております。

女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、課長補佐、総括課長補佐、課長、部長等の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材の育成を進めております。

また、育児休業の取得者・率の向上につきまして、先ほど申し上げましたように、実際に育児休業を取得する男性職員は当市において着実に増えております。

今後も、部長会議や庁内インフォメーションなどで制度等の周知を行い、管理職などの理解を高め、職場における育児休業等の取得がしやすい環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次の議題に入ります。

今回、新たに政策目標として、令和4年度までに年次有給休暇の取得日数を5日以上としております。

令和元年度第3回定例会9月26日に有給休暇の取得状況を質問したところ、平均付与日数は平成29年度、39.45日、取得日数は平成27年、8.9日、平成28年は9.1、平成29年は10.1で若干微増していると答弁されています。このことから、最大持ち越し日数が40日間、繰越しが20日、新たに次の年に20ですか、40になりますけれども、全く取得しない職員が多数いるのではないかと。有休の取り方に問題があるというふうに考えます。

私は、例えば1か月の線表といいますか、それぞれ皆さんの線表をつくって日常業務等をし、体を休めるとか、家庭サービスをするために休むと、そういった計画表というものをつくるのも必要ではないかと、このように考えます。

今回の行動計画の目標は5日以上としているが、その根拠についてお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 第2次の特定事業主行動計画におきまして、目標といたしまして、全ての職員の年次有給休暇の取得日数を5日以上とするという目標を掲げております。

年次有給休暇の取得日数につきましては、令和2年1月から12月の1年間におきまして年次有給休暇を5日以上取得できていない正職員は15人おりました。

最大繰越日数は、制度上、上限日数である20日となっております。繰越時に一日でも切捨てがあった正職員の数は、令和2年では252人、平成31年で245人、平成30年で253人となっており、付与日数全てを取得できていない職員が多くいる状況でございます。

年次有給休暇日数を5日以上とした根拠とその理由についてですが、平成31年4月から労働基準法第39条第7項、地方公務員法第58条第3項にある年次有給休暇付与日数が10日以上労働者には年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。これは働き方改革の一環であり、年次有給休暇とは、十分な休養を取って仕事とのバランスを図り、心身の健康を維持・増進することを目的としているものでございます。積極的に取得を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 年次有給休暇の切捨てといたしますか、職員が四百五、六十名いるんですけども、6割以上の方が有休を取らなくて、余らせて次年度に切り捨てると、こういう状況が続いているんだと、このように思います。

それで、これは働き方改革、これに問題があるというふうに考えます。

ある市では、ある町では設定時の目標は10.8日であったが、実績は12.7日となり、次年度の目標を15日としております。

労働基準法の地方公務員法第14条で5日間未満の取得の場合、職員の割合は報告されることになっています。私は、上司が休まない和有給休暇を取りにくい、平成29年度の1月から12月の各都道府県のデータでは、北海道では11.2、東京都では14.6、三重県では14.4、静岡では10.4、そのときの岐阜と愛知のデータはありません。

取得日数が少ないことは有給休暇を捨てることであり、その制度がなきものと同じである、また、夏季休暇取得は全職員に取得されているのか。先ほど、全く取っていないというのは15名ですか、何かそういう話をされておりますが、有給休暇を取っていない職員というのはいるのでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほど15名と申し上げましたのは一日も取っていない職員ではございません。5日以上取っていない職員でありますので、一日も取っていないという職員は1人もございません。以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 労働省のほうでは5日以上と言っていますが、各都道府県のデータを見ていますと、やはり十数日、皆さん取っているわけですね。

瑞穂市は基準として5日以上という目標を設定された。それではなくて、全国の平均とかいろいろ見ますと十二、三日は取っていますので、そういった目標に設定するのが当然ではないかと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 瑞穂市の特定事業主行動計画の年次有給休暇の取得の日数を5日ではなく平均取得日数以上の目標にするべきではないかという御指摘ですが、それも一つの目標設定の考え方であると思います。

現時点では、5日以上取得できていない職員が15人もいます。そのような状況を改善するためにも、労働基準法などで定める全ての職員の5日以上の年次有給休暇の取得をまずは目指したいと考えております。

また、夏季休暇連続の関係でございますが、瑞穂市におきましては、当市の例規上ですが、夏季休暇は3日連続で取得することが原則となっております。夏季休暇3日を除く年次有給休暇を5日以上取得することを目指しておるものですので、働き方改革の推進をしているものと考えております。

今後も、年次有給休暇や夏季休暇などの計画的な取得ができるように積極的に職員に働きかけをしていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろいろ御答弁されておりますけれども、仕事の忙しさから、いろんな条件から有給休暇が取れていないと、こういう話でございます。

以前、私も勤めておりましたけれども、その会社においては労使がうまくやっているから組合と会社と一心一体になってこうやる。ここにはありません。自治労があるんですけれども、この瑞穂市には労使の関係ができていない、そういったところが非常に残念であると、このように思います。

最後に言いますけど、何で有給休暇の取得が取れないのか、副市長はどう思いますかね。振っては駄目ですかね。言うていないですけど。

○議長（広瀬武雄君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの御質問でございますけれども、年次有給休暇の取得につきましては、やはり定員管理そのものを見直していかなあかんのかなというふうに思います。

職員も多忙でございまして、仕事のほうを優先するというようなこともございまして、職員も足りない状況がそういう状況を生んでおると思いますので、職員の採用をはじめ、定員管理のほうも見直していかなければならないというふうに思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 民間会社といいますか、労使がうまくいっているところは有給休暇の完全取得ということで管理者からも積極的に言われております。行政のほうは、仕事が忙しいで、定員管理がこういう話ですけれども、やはり働く者としてはお休みをいただいて体を十分休養させて、そして明日への仕事に向かう。これが理想ではないかと思います。

以上、本日は女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について、そして組織改革については、来年の4月1日から係制が移行されております。来年の4月から、その3月にかけては人事異動等もありますから大変だと思いますけれども、そこら辺を十分認識されて係制のスタートをしていただくと、このように思います。以上で終わります。

○議長（広瀬武雄君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時50分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 議席番号11番、みずほ令和の会、杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。今回は、大きく分けて2問させていただきます。

1問目は、農業分野の課題と支援策についてということで、その中身の一つといたしましては、富有柿栽培の課題と支援についてでございます。2つ目は、今日、トップバッターで質問されました庄田議員さんとちょっとかぶるか分かりませんが、農業振興策について質問をさせていただきます。

2つ目は、道路整備についてでございます。その一つといたしまして、小・中学生の交通安全、そうしまして安心対策についてでございます。もう一つは、中校区、これは中心は私の地元でございます十七条、十八条を中心といたしました道路整備についてでございます。

これより質問席のほうに行きまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、最初の質問といたしまして、富有柿栽培の課題と支援についてでございます。

実は、去る7月17日に巢南果実共同選果場におきまして柿振興会の選果場の統合によります中間報告会が開催されまして、その会場に私も振興会のメンバーといたしまして参加をしてまいりました。

報告会の主な内容といたしまして、選果場所の移管、それに伴う手続上の問題が中心でございまして、説明が進行されました最後に我々が一番関心のございました突然の報告者のほうからの報告でございました屋号変更の説明が実はございました。

今まで、我々この瑞穂市、特に巢南地域の生産者が使用しておりましたブランド印ですか、屋号といいますのは、丸の中に「巢」ですね、この「巢」を使用いたしまして、各市場のほうに商品を段ボールにその屋号を使いまして出荷をしておったようなわけでございますが、その報告がございました最後のほうに生産者のほうから異論が出まして、今まで愛着のあった出荷の際に利用する段ボールに記載されております今申し上げた丸の巢がなくなるのかと、これは大変なことだと。富有柿発祥の地の巢南のブランドがなくなるのではないかというような声が出まして、報告者のほうから、また上部の役員会のほうに持ち帰りまして後日報告をするということでその場は終えたようなわけでございます。

瑞穂市で栽培されました、特に巢南地域が中心になるわけでございますが、富有柿はこの秋から、要するに巢南の選果場から本巢市の糸貫支店の隣にございます選果場のほうに移管することになりました。そこで、私もイチゴを以前やっております、役員のときにその選果場を見せていただきましたんですけど、そこには4レーンある、4レーン。その2レーンは本巢市の糸貫地域の人が使用すると、それで残りの2レーンはこの瑞穂市、そうしまして北方町、そうしまして本巢市の要するに真正地域、ごめんなさい、北方町と岐阜市と、そうしまして瑞穂市が、この2市1町で2レーンを使用するというところでございます。

そのようなことで、先ほどもちょっと重複するわけでございますが、我々の今までの巢南の柿といいますのは、これは瑞穂市の柿でございます、ごめんなさい。瑞穂市の柿は、要するに関東で東京、横浜市場、そうしまして長野地域、そして地元の名古屋・岐阜地域のほうに出荷をいたしております、我々生産者もやはり一つのプライドというものが実はあったわけでございます。

そのようなことで、今回、その屋号が要するに消えるということになりますと、行政のほうでも今お願いをしておりますふるさと納税の富有柿の出荷に際しましてちょっと問題があるんじゃないかなというふうに考えまして、2点ほど伺いをいたします。

1つは、そういうことで出荷場所が本巢市の選果場で、要するにこの地元の本巢市と瑞穂市

と、それから岐阜市と北方町ですか、ここが同じ場所出荷をされますと、今まで要するにお客様で富有柿発祥の地の瑞穂の柿にこだわりがあって食べたいなという人が瑞穂市のほうにふるさと納税でオーダーをいただいたと思うわけですね。それが今後は、ちょっとこれはJAさんの絡みになりますもんで分かりませんが、ここは行政のほうもちょっと一度問合せをしていただきまして、どうなるかということを知りたいと思うんですけど、そのときに同じ、そこで今後をお願いをするということになりましたときに、この瑞穂市の柿だけをふるさと納税から御注文いただいた方にセレクトしてその商品が出せるかという物理的な問題が私には出てくると思うんですね。

それと併せまして、今までケース、どういうケースを、段ボールケースを使っておりましたが、ちょっと私も生産者ですから、ふるさと納税の巣南の柿を購入はいたしておりませんからちょっと分かりませんが、その場合にこの瑞穂市の柿、要するに富有柿発祥の地ということをしてPRできるのかということのこの2点を、私は先回の7月17日の説明会に出席をしておりますして最初にそれが頭へぴんとききましたもんですから、それを今日、最初に質問をさせていただきます。

執行部のほうから御返答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この富有柿のお話でございます。瑞穂市で生産されているものですが、当市で生産された富有柿のみを新選果場でセレクトして寄附者へ届ける体制の構築については、現在、柿振興会さんと調整をしております。現段階では、瑞穂市産の富有柿のみをふるさと納税記念品として生産することも可能ではないかというふうに聞いております。

また、県の指導によって当市で生産された富有柿と他市町で生産された富有柿がミックスされた富有柿という状況ですね、そういう状況で出荷されることについても、ふるさと納税の地場産品基準の流通上やむを得ないという理由に該当するという判断をもらっています。ですから、地場産品としてミックスされていてもよいよということは認められているという状況です。

したがって、今後の柿振興会さんとの調整によっていずれの方法を行っていくかは、柿振興会さんとの調整をしていきたいと考えておるところでございます。

続いて、いわゆる丸巢のことですけれども、こちらに関しましては出荷段ボールの箱に丸巢という屋号が、皆さん、今まで巣南の方を中心に守っていただいておりますが、この柿振興会さんとの関係者、生産者さんたちで話し合っていて決定されることでございますので、私どものほうでとやかくということはなかなか言いづらいという状況が本音でございます。

ただ、議会でこういう話があったということとか、私どもの市のふるさと納税ということで富有柿があるんだよ、大切にしたいんだよという話は、話を伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、なかなかこの巢南の柿というものをセレクトして、それをお客様のほうにお送りするというのがなかなか難しいということであるならば、例えばピーターで、ああ、これは本当に巢南、これは富有柿発祥の地の柿を2年も3年も送っていただいたと。次が、今度は屋号が要するに今度は丸巢から、この3つの地域は先ほど忘れましてですけど、言うのをちょっと遅れましたんですけど、今度は丸に岐阜の「阜」がつくんですかね、「阜」をやると。そうしたときに、あれ、前はこれは丸巢で来ておったんですけど、富有柿発祥の地の、要するに瑞穂ということで来ておった、何、今度は違うんじゃないかということで、そういう心配をされて行政のほうにも問合せがあらうかと思いますが、そこら辺は十分に事前に用意をしておいていただきたいと思います。

お答え願いたいと思いますが、はい。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私どもの企画部のほうでは、このふるさと納税のことをラインに乗っかるかどうかということで、商工農政観光課さんとも、あと柿振興会さんのほうともまた調整しながらお話をさせていただきたいと思います。

ホームページとかメニュー表といいますか、ふるさと納税の製品のリスト等がありますので、そういうところにもできるだけ誤解のないように今までの経過なんかも上げながら紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

では、次にまた富有柿のことで申し訳ないんですけど、次にこのような環境下の中において、行政は要するに今後の支援体制をどういうふうと考えておるかということをお伺いしたいと思います。

今回はちょっと私、資料を作成しておりませんものでちょっと申し訳ございませんけど、データは古うございますけど、これは全国の地方自治体別の柿、富有柿のランキングというのはなかなか新しいデータがございません。それで、たまたまデータの出典先ということでジャパクロップスというところが、これは本当に古うございますけど、2006年度に出しております全国柿生産ランキングトップ100というのに実は本市が入っております、その岐阜県内の上位の4者をちょっと御紹介させていただきます。

自治体と、それからその後に収穫量、それで全国の順位、それから作付面積、そうしまして全国の順位を申し上げます。

1番がお隣の本巢市で、収穫量が6,170トン、それで順位が全国で7位と、作付面積が464ヘクタールと、それで全国順位が10位と。2番目がそのお隣の大野町でございまして、収穫量が3,250トンと、順位が全国14位と、それから作付面積が258ヘクタールと、それで全国順位が16位と。3番目が岐阜市になっております。岐阜市が2,450トン、それから順位が18位で、作付面積が231ヘクタールの全国順位が17位と。

それで、4番目に当市が入っております、1,640トン、順位が26位と、それで作付面積が122ヘクタールの全国順位が28位ということで、ではそこで生産性はどうかということで、収穫量を作付面積で割り返してその1ヘクタール当たりのトン数を調べますと、本巢市が1ヘクタール当たり13.3トンと、それから大野町が12.6トンと、それから岐阜市が10.6トンと、それで瑞穂市が13.4トンということで、本巢市とほぼ同等のトン数を上げておるようなわけございまして、ですから、今から2006年といいますともう15年以上も前になるんですけど、このときの状況はこのような状況でございましたんですけど、今、ここ昨今の状況を見ておりますと、今後の課題といたしまして、もうこれは何回も何回もお話が出ておると思いますけど、栽培者の高齢化と。それから、ここに今度はデリバリー問題が絡んできましたものでこれがちょっと大きな問題になってこないかなということ。

そうしまして、屋号の問題。やはり我々生産者はやっぱり丸巢というのに非常に愛着があつて誇りに思っておったんです。今度は丸の阜になっちゃいますから、これがどういうふうに心理的な影響を及ぼすかということでそのようなことを考えますと、要するに生産意欲の低下、そうしまして今、着実にと言ったら表現は悪いんですけど、栽培面積の縮小、それからもうこの際思い切って栽培を中止するというようなことも先日の17日の会議で生産者の方が言っておられました。

そのようなことで、行政といたしまして直接的な関与はできないと思うんですけど、このような環境下において、今後の行政としてどのような支援策を考えておられるかということをごこでひとつお願いをしたいと思っています。お示しをお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 杉原議員の御質問にお答えします。

議員の御質問のとおり、農家の大きな問題として生産者の高齢化など、後継者問題が上げられると思います。

昨年度より、瑞穂農業振興地域整備計画の変更に関しまして農振除外に係る適合基準を一部改正いたしました、これは集落に連担した農地がある程度減っても、今後、担い手となるべき人が少しでもその地域へ居住できる環境づくりの理由も背景にあります。この適合基準は、今後の申請の推移を見ながら見直しを検討していく必要もあるかと考えます。少しでも大規模農業者と地域の方で農地が守れる環境を整えることが必要だと考えております。

また、先ほどからあります巣南果実共同選果場についてのことになりますが、運営の転換について私どももＪＡぎふに確認をいたしました。

杉原議員とほぼ同じような回答でありましたが、令和３年度より瑞穂市、岐阜市、北方町の各柿振興会で協議会を組織し、共同選果、共同販売を実施します。その際の選果場は、糸貫の選果場を利用することになります。集荷につきましては従来どおり巣南の選果場で行い、トラックで糸貫の選果場へ運び、糸貫の選果場において選別と出荷を行うというようなことの内容でございました。また、この運営方法であれば瑞穂市柿振興会の方の負担が急激に大きくなるというようなことはないかなというようなことも伺っております。

先ほど来、丸阜とのお話がありましたが、私どもが確認しておる段階では現在も協議会において協議中とのことでしたので、ちょっとまだ私どもではその丸阜が決定したというような情報はつかんでおりません。

市としましても、共同利用される他市町の振興会の方々と十分御協議の上、富有柿の産地全体の振興につながるような運営をしていただきたいと考えております。そのためにも、瑞穂市柿振興会自体は当面存続しますので、今後も柿振興会が所属しております農業振興会を通じた支援を継続していきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、今度、共同選果ということで、要するに旧本巣郡です、要するに本巣市と、それから北方町と瑞穂市、岐阜市が一緒のところでは選果をして出荷ということになりますから、今後は要するに横の連携、ＪＡさんだけでなく行政もその横の連携を取っていただきまして、柿の今後のサポートをやっていっていただきたいというふうに考えております。

では、次に農業振興ということで、第２次総合計画後期基本計画の５か年計画により、今後の農業についてお尋ねをいたします。

まず農業を取り巻く環境といたしまして、最大の課題は農地の面積と農業従事者の問題であります。

今回も、本当は資料作成して皆様方に資料を基にして御説明をするのが本意でございますが、今回はちょっとできませんでしたもので、またこれもちょっとここで数字の羅列で読み上げるわけでございますが、これは令和２年度の市勢要覧土地利用区分別面積実態調査、これは本市のあれでございます。そこから抜粋をいたしまして、本市の経営耕地面積の平成２２年度と平成２７年度を比較いたします。

まず田とそれから畑と、それから樹園地、要するに柿とか梨とかそういう果物のあれですね。それから、総面積ということで、平成２２年度、要するに田は５２７ヘクタールが平成２７年度には

453ヘクタールということで増減として74ヘクタール減っておると。畑のほうは、30ヘクタールが25ヘクタールで5ヘクタール減っておると。それから、樹園地が115ヘクタールが99ヘクタールで、16ヘクタール減っておると。総面積として672ヘクタールが577ヘクタールで、95ヘクタール面積が減ってきておるといようなことですね。

それで、次に今度は農家数の推移というのも、これもまた先ほどの市勢要覧のところに出ておりましたから、これもちょうとここで御紹介をさせていただきますと、専業農家が平成22年度の場合、これは本市で95件であったのが平成27年度は101件ということで、これは6件増えておるといことですね。この専業農家といいますのは、世帯員の中に兼業従事者が一人もない農家のことでございます。

次に、第1種兼業農家が、平成22年が56戸で平成27年が17戸ということで、これは39戸減っていると。この第1種兼業農家ということは、主な所得を農業から得ている家のことをいいます。要するに、農業所得を主とする兼業農家のことを第1種兼業農家といいます。

そうしまして、第2種兼業農家は、これは600戸で、平成27年度が471戸ということで129戸減っておるといことで、対比率が79%ということになっております。これは、農業ではない仕事から所得が主なものとなっておるといことでございますが、そうしまして、あと自給的農家というものがございまして、これは平成22年度が579戸で平成27年度が551戸のマイナス28戸ということで、この自給的農家という定義づけは、経営耕地面積が30アール未満、かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家を指すということで、総計1,330戸が1,140戸になって190戸減って、この5年間の間に86%という数値になっておるといようなことでございます。

それで、今後の農業の展望というのが非常に今日も最初に庄田議員がいろんなことを、スマート農業というのはこれは大規模農営なんですけど、あとここで言います自給的農家とか第2種兼業農家、ここら辺が件数がございんですけど、ここら辺が要するに主体になってくると思うんですけど、このような数値ですね。

農家数の推移とか、それから経営面積の推移というこのデータも見まして、何か御指摘する事項がございましたら承ろうと思うんですけど、所管の部署の部長、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員が御提示の資料からも分かりますように、農家が兼業ではもはや成り立たず、専業農家や農業組織に農地を集積して大規模に作付する現状に移りつつあるものと考えております。

そのために、農地の対策につきましては、農業経営基盤強化促進法によりまして、それまでの小作権ではなく農地中間管理機構を通じた利用権を設定することで相続税の納税猶予や固定資産税の面で有利な取扱いを受けることができる上に、規模によっては集積協力金の支給など

を貸し出した人への様々な優遇策が講じられております。

こちらは主に水稻という形になりますので、単純に全ての農産物というわけにはいきませんが、このような制度が設けられているところが御紹介になりますので、御紹介させていただきます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そうしましたら、農業振興について最後でございますけど、このようなことで農業環境を取り巻く状況というのは一層厳しさを増すわけなんですけど、この後期基本計画5か年計画の目指す姿の中で地産地消推進事業構想と、そうしまして農業次世代人材投資事業構想、またほかにも2つございますけど、この2つにつきましてどのような内容かということちょっとポイントだけでも結構でございますからお示し願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 2つということで、地産地消推進事業と農業次世代人材投資事業のことかなということで答弁をさせていただきます。

地産地消の推進につきましては、従来より市町村、J A岐阜中央会及び県が連携し、学校給食地産地消推進事業を行っております。

地元産の農作物をはじめとする安全・安心な県産農作物を積極的に活用し、愛着を生むことによって継続的な消費の拡大を図ることを目的として実施をしております。

瑞穂市では、J Aと連携しまして市内産の農作物、お米、柿のペースト及びジャム、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、コマツナなどを計画的に学校給食で使用していることが現状となっております。以上でございます。

もう一つは、農業次世代人材投資事業についてでございますが、こちらは準備型と経営開始型というような2つのパターンがございます。

現在、瑞穂市では経営開始型で4人の就農者が交付を受けております。交付対象者の農業経営の定着を確実なものとするために、県、市、J A等の関係者で構成するサポートチームによる指導が行われております。

また、今回の補正予算で報償費を計上させていただいておりますが、今年度から新たに地域の先輩農家に依頼し、新規就農者に対して農業経営や地域生活などに関する相談相手になっていただき、必要に応じて助言・アドバイスをしていただく事業を開始し、今まで以上にサポートを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、次世代のほうで4人ほどと言われましたんですけど、どういう業態というんですか、どういう作物をやられる方ですか。そこら辺、分かりましたら教えてください。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在ですと、アスパラとイチゴ、あと柿で、今年度にもう一人の方がイチゴを開始されております。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、次の質問をさせていただきたいと思っております。

道路網の整備ということで、最初に小・中学生の交通安全、安心対策ということで、これも午前中に高齢者と、それから小・中学生のことで若園議員からも質問がありましたと思うんですけど、実は千葉県の八街でこの6月28日に子供さんが下校時に、男の子4人と女の子1人の児童がはねられまして、男の子が2人亡くなる、悲しい、痛ましい交通事故がありました。

このように、歩行中の児童の死亡や重傷の交通事故は3分の1が登下校中に起きているということも言われております。また、警察庁の調査によりますと、全国で昨年までの5年間に交通事故で死亡、または大けがをした小学生は4,687人で、そのうちの58.3%の2,734人が歩行中の事故に遭っているということでございます。

また、その歩行中の児童が事故に遭います時間帯は、午後4時から5時台にかけて36%と最も多く、次いで午後2時台から3時台が29%で、下校や帰宅時間に集中しておるといふに言われております。

そこで質問でございますが、またこれは令和2年度の市勢要覧によりますと、人身事故による交通事故の推移を見ますと、全体では平成27年度の273人から令和元年度にかけて毎年減少しておりまして、平成27年対比、令和元年度は48.7%という半分以上の数値を示しております。

そこで、分かれば、小・中学校の登下校時の通学路における交通事故の件数とその主な原因をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小・中学生の交通事故について答弁させていただきます。

令和2年度を基に答弁させていただきますが、令和2年度の市内小・中学生が関係する交通事故の報告は全部で21件ございました。そのうち、登下校時における交通事故は6件で全体の28.6%です。いわゆる、議員がおっしゃられるように、全体の3分の1が登下校というように大体近い状態ですが、ただ全て瑞穂市の場合は登校中の事故です。特徴としましては、登校中であることと、その6件のうち4件が自転車の事故であるということがございます。

また、原因としましては、双方の確認不足、相手側の確認不足など、原因は様々でしたが、

発生時期も見てみますと6月にあったのが3件、11月に3件というふうに集中しています。

昨年度はコロナ禍でしたので、ちょうど長い臨時休校から明けて6月に学校が再開された6月という時期、それからコロナへの対応が少し慣れてきた、疲れも若干出たなという11月の時期にそれぞれ集中して登校時に起きているという特徴も見られました。

しかしながら、以前の交通事故報告と比較しますと、子供の信号無視や飛び出しといった交通ルールを守らないことが原因となる事案はかなり減少してきております。また、今回の6件につきましても、双方の過失の中でどちらかという運転手側の過失が大きいと思われる事案も多くなっています。これも、各学校においての交通安全教育の成果の一つだと私たちは分析しております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

そういうことで、そういう事故をゼロにするためには、なかなかこれも難しいことだと思いますけど、本市のホームページを見ておりますと、これも午前中、若園議員から御質問があったと思うんですけど、要するに本市のほうで市の通学路安全推進会議という機関がありまして、通学路の安全確保に関する取組方針として、平成26年8月に瑞穂市通学路交通安全プログラムが策定されたということが記載されておりました。このプログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施する旨が述べられております。

この通学路交通安全プログラム対策といたしまして、箇所ごとにカラー舗装、注意喚起看板とか横断歩道、信号機の設置等のハード対策や交通安全教育等のソフト対策、必要箇所に応じでは具体的な実施メニューを検討するというふうに明記をされております。

それで、令和元年から現在まで実施されました主な事業はどのような事業があるかお示しを願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 通学路に関する質問等で、先ほど杉原議員からもありましたが、午前中の若園議員さんからも御質問がありましたので、ちょっと内容がかぶりますが御紹介をさせていただきたいと思います。

瑞穂市では、先ほども議員からありましたが、瑞穂市通学路安全推進会議の中でいろいろ協議をさせていただきまして、令和元年以前よりも通学路を優先に車両に対しての注意喚起対策として区画線やカラー舗装の更新、また水路が併設している道路沿いには安全対策として転落防止柵の設置などを実施し、より一層の安全性向上に努めております。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 続いて、ソフト対策のほうにつきまして答弁させていただきます。

ソフト対策としましては交通安全教室を開催しておりますが、その中で年々工夫しております、本年度、初めて実施された取組を紹介させていただきます。

1つは、牛牧小学校において、PTAと連携して危険予知能力を向上する取組を行いました。

具体的には、交通状況を図示したプリント、これを基に、各家庭で親子が予測される危険について話し合うというものでございます。この実践が市のPTA連合会でも共有されて、今、市内の各小学校に広がりつつあるところでございます。

もう一つは市内の中学校においてでございますが、4月に県の学校安全指導者派遣制度というものを利用して、自転車の乗り方に関する交通安全教育を実施したところでございます。

これも新たな取組として紹介させていただきました。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） これもちょっと午前中、若園議員とまた質問が重複することでございますけど、今、都市整備部長からもお話がございましたんですけど、社会資本整備総合交付金を使用して、防止柵ですね、56か所設置したということで、発生金額もこれもネットで見ますと2,000万くらいの事業が発生しておるということを確認いたしましたけど、これは要するに平成29年度から令和3年度までの5か年計画の事業計画でございまして、令和3年度はまだ若干残っておると思うんですけど、半年ほど。まだ未消化の事業というものがございましたら、ここでどのような事業がこの交付金をもって、事業化ということで一応当初は設定したんだけど、まだ未消化の事業がありましたらここでお示し願いたいと思っておるんで、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど来、御紹介がありました交差点の防護柵につきましてですが、実績としましては、結果的には令和2年から2か年にわたりまして市内の指定通学路の58か所の交差点ということになっております。こちらの設置工事を完了しております。

そのうち、緊急性が必要であったものの24か所に関しましては、こちらの社会資本整備総合交付金の申請をしておったらちょっと遅くなるということで、こちらは単費で行っております。それで、その後の令和2年に残りの34か所を行っておりますが、こちらは社会資本整備総合交付金の活用を行って事業を行っております。

また、そのほかに社会資本整備総合交付金を活用した事業としましては、橋梁点検業務や橋梁補修工事、道路附属物点検業務、舗装修繕工事、歩道橋整備工事などが行われております。

本年度におきましては、都市開発課において（仮称）柳一色歩道橋整備工事を社会資本整備総合交付金の活用をして整備を実施しているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 個別案件につきまして、今、都市整備部長からお話ございましたものですから、では一つ私のほうも個別案件ということで一つお聞きしたいと思うんですけど、実は私の地域のことで言って申し訳ないんですけど、十七条区域内で道路東西線の2－3号線及び南北の1－4号線の交差点から、要するに小学校の通学路でございますけど、北の方向に500メートル、そうしまして南の方向に800メートルに植樹帯という通路がございますけど、この樹木、これはアメリカフウという、これは3メートル以上で、大きくなると何か20メートルぐらいになるというようなことをネットのほうで書いておりましたんですけど、これは通学路に毛虫が落ちる、要するに、通学路の児童の背中に入ったり、そうしまして、あと私も道路際でイチゴをやっておりましたときに、私のところのイチゴのハウスの中に入ってきたり、それからその通路際に柿畑がありまして、柿の葉を食べたりというようなことで非常にそういうことで被害を及ぼしております。

それで、樹木の剪定もこれは年に二、三回されておると思います。また、害虫の消毒も数回やっておられますが、ここで提案でございますけど、要するにそういうことで交通安全上危険な箇所というふうに私は思っております。ですから、そんな大きくなるようなアメリカフウを伐採していただきまして、ほかの植栽に変更できないかということでちょっと提案をさせていただきますが、行政の見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 街路樹の管理につきましては、毎年街路樹管理委託業務を締結しまして、高木剪定につきましては年に1回、低木剪定につきましては年に2回、消毒のほうも年に2回実施しておる状況でございます。

病虫害の駆除につきましては、管理委託業務の中で病虫害の状況に応じた適切な防除を行うこととなっておりますので、いま一度、受注業者と契約内容を確認した上で実施するよう指示し、実施時期を調整させていただきたいと考えております。また、樹木の繁茂による視距不良におきましては、交差点付近の剪定方法を強剪定とするなど視距の確保を行い、事故防止に努めていきたいと考えております。

植栽変更につきましての御提案ですが、昨年度策定の瑞穂市緑の基本計画において、公共公益施設の緑化の目標及び推進方針として、道路の緑化や河川環境の保全是緑の連続性を確保できる緑化として重要で、可能な範囲で緑化・保全是を推進していくというような方針となっておりますので、今回の道路につきましては延長も大変長いところもありますので、今すぐ伐採や植栽変更は行わず、現状の樹種におきまして維持管理を適正に行い、保全是を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、今ここで突然質問いたしまして、これを伐採しますというようなことはなかなか返事はいただけないと思うんですけど、そういう実態調査ということでやはり定期的に見ていただきまして、確かに剪定なんかもやっていただきましてちょっと木は低くなっておりますけど、本当に見通しも悪うございますもんですから、そこら辺はよく御理解をいただきまして、大所高所から判断をしていただきまして、そこら辺は前向きな対処をお願いしたいというふうに思っております。

ここで、最後に小・中学校からの交通安全、それから安心対策の要するに事業要望書というのが教育委員会のほうにもたくさん出てきておると思います。そこで、まとめて結構でございますから、毎年その中で実施されている事業は何件ほどかということと、事業化が見送られた場合に要望書は、毎年これは再提出をせないけないものかということと、それから毎年どれほどの事業要望書を受理されておるか、この3点、まとめて御返答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 市内の各小学校、中学校から提出されます要望書についてお答えいたします。

交通安全等に関する対策の要望は、2年分でちょっとお答えいたしますが、令和元年度は53件ありました。そして、令和2年度は54件でございました。

そのうち、どれだけが対策済みとなったかという箇所数について、令和元年度は53件中37件、約70%の達成率です。令和2年度は54件中32件、約60%の達成率ということで実施できております。

未達成の箇所としましては、例えば信号機がないとか、道路幅が狭く自動車が通ると危険といったような内容に対する要望でございました。しかし、改善するに当たっては、様々な条件が関わることで実施されるまでには時間がかかるものが含まれているというように認識しております。

この実施事業が見送られた要望の取扱いにつきましては、継続して協議して行う予定でございます。よって、要望の再提出は必要ないというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございました。

では、ここで最後の質問に入るわけでございますが、中校区の道路整備の方針につきましてお伺いをいたします。

まず市全般の道路事業を見ますと、令和2年度の、これも市勢要覧の資料を基にここで御紹介をさせていただきますと、市道は実延長で509.2キロメートルございます。舗装済みの延長は432.3キロメートルあるということで、舗装率は84.9%ということで、この84.9%が高いのか低いのか私は専門家ではないから分かりませんが、一般的に言いましてよいほうではないかなというふうに思っておるようなわけでございます。

また、この生活道路は、平成28年10月21日の市道路整備計画審議会の答申によりますと、幹線道路を除く生活道路は約490キロあるということであります。そのうち、歩道設置道路が24キロメートルと、それで幅員4.5メートル未満の狭隘道路が約290キロ、全体の60%を占めておるというようなことで、そこで一つまたこれは具体的にお願い事項に入るわけなんでございますが、これは先ほどの学童の通学路と同じ範疇の問題でございますけど、要するに十七条と十八条のまずその道路整備ということをお話をさせていただきますと、要するに昭和47年度に県道92号線から十七条、十八条にかけましては東部の土地改良事業が行われまして、その数年後に今度は92号線から重里の方向に向かいまして、これも同じく土地改良事業が行われました。

そこで、この土地改良事業が行われまして、もうかれこれ50年近くなっておるわけでございます。その当時の、特に土地改良事業といいますのは、主に農業用水、農道、そうしまして農用地の農業生産基盤を中心にやる事業でございまして、その農道が今、我々の現在は市道というふうになっておりまして、その今の状況を見ますと、先ほど言いましたようにもう50年近くになっておりまして、特にこの十七条、十八条地域は見ていただきますと分かりますように、アスファルト舗装のひび割れ、側溝のひび、路肩の崩れ、凸凹道でくぼみの発生等が実は散見されておりまして、高齢者や子供さんが転んだ場合に用水に転落をしたときには大けがをして大変な事態が起こるというようなことでございまして、私は前から何回も申し上げておるんですけど、瑞穂市7校区ある中で、この中校区といいますのは相対的にやはり整備が遅れておるというふうに考えております。

したがいまして、この早急な補修工事というものをお願いしたいわけでございますが、そこで2つほど個別案件ということで事前通告をいたしておりますが、今回の1件は、要するに十八条のトーンさんの前の五六橋に渡る道路でございますけど、これは9月の補正予算で早急に事業をしていただくということになっておりますから、これは今回の質問から省かせていただきますけど、今一番問題になっておりますのは、十七条の市道東西の2-3号線と、そうしまして南北1-4号線。要するに、先ほどの通学路の十字路のところから樽見鉄道の十七条の踏切のほうに行きます50メートルのところでございます。ここは今、子供さんが通学路として使っておりますけど、そこは通学路ではないんです。要するに道路の路肩を歩いて、それで朝晩、登校・下校時には親御さんが常にその交差点までお迎えに見えるんです。ですから、こ

の東西の２－３号線といいますのは、非常に朝晩交通量が多いところでございます。ですから、そういうことで先ほどの子供さんの通学路の安全という観点から、ぜひともこれは早急にやっていただきたいと。

それで、その西に向きましては、もう既に第１次工事で終わっておりますから、第２次工事ということで50メートルほどでございますけど、子供さんの通学路ということでぜひとも、これはやる方法といたしましたら、その道路の南側に20センチばかりの用水路がございますから、そこを伏せ越しをしていただければそれで結構でございますから、ぜひとも早急にやっていただかないと、先ほど申し上げました千葉県の事故ではないですけど、そういうところで事故が起きましたらまた大変な事態になりますから、これは通学路ということでぜひとも優先順位を上げていただきましてやっていただきたいと思うんですけど、市長、ひとつよろしく願いいたします。

何かお考えがありましたら、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず、道路整備について少しお話をさせていただきたいと思います。

道路整備につきましては、中校区のみならず、市内全域におきまして路面状況が悪い路線は数多く存在しており、市民の方には御迷惑をおかけしております。

そのような状況下におきまして、市内全域において部分的な路面補修につきましては、昨年度までは、瑞穂市シルバー人材センターと道路の破損箇所の簡易補修について業務契約を締結し、週１回のタイミングで補修を行ってまいりました。しかし、週１回の見回りでは市内の道路を巡回することはなかなか難しいと判断しまして、実は今年度からは都市管理課内に会計年度任用職員１名を雇用しまして、道路の簡易補修を主に毎日市内道路の巡回をしております。

損傷箇所を発見した場合にはその場で簡易補修を行い、業務終了時に補修した箇所の報告書を提出させ、同じ箇所での簡易補修が続くようであれば、職員が現状の確認を行った上で舗装補修工事の発注などの対応をしておるところでございます。

それで、議員が御質問の路線の市道２－３号線と市道９－１号線の交差点から東方面の箇所というふうに考えますが、この箇所は令和３年度より指定通学路に位置づけがされ、朝夕の通勤通学時間帯には一定の交通量があり、地元からも整備要望書が提出されておりますので、できるだけ早期に対応したいと考えておりますが、他地区からも側溝設置要望は数多くいただいておりますので、道路の整備優先度評価だけではなく地域バランスなども当然考慮はいたしますが、市内全域の調整をしながら順次進めていくというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 道路整備につきまして、杉原議員から御質問をいただいております。

今、都市整備部長からもお答えをさせていただいておりますが、瑞穂市の道路の損傷というのがかなり市内全域で激しくなっております。

私の政策の中に転落防止柵とか、いろいろ政策はあるんですが、6月議会でも少しお話ししましたが、その私のマニフェストの実施よりも市内の道路がかなり傷んできているということから、そちらも優先して進めていきたいということも考えております。その中には地盤沈下によるものもあると思いますし、瑞穂市内には大型車両が結構通りますので、その辺り、道路の損傷が激しくなっているということで進めていくということで御説明をさせていただきます。

もう一点は、杉原議員の先ほどの御質問にありました農業分野の課題と支援策ということで、今年度より巢南の選果場が廃止になり、岐阜市、瑞穂市、北方町が糸貫の選果場になるというように、今までの丸巣と書いて、丸の中に巢南の「巢」という字を書くということで、私も担当のほうからその出荷の段ボールといいますか、その箱を見させていただきましたし、この選果場が糸貫に移るということも副市長のほうからその時点で聞いており、富有柿の発祥の地の瑞穂市としては本当に寂しいことだなということを思っておりますし、実は私も富有柿については自宅のほうで父親の代からつくっておって、巢南の農家の方から1メートルぐらいの苗木を購入してうちの畑に入れたという、そういう経緯もあります。

その当時は、富有柿の中にも「巢南」という苗木もうちのほうにはあって、普通の富有柿ですと平べったくてあれなんです、巢南という柿はちょっと厚い、そんな柿になるということで、今、柿振興会のほうでどのようにその巢南のブランドの柿の木を栽培されているか分かりませんが、希少価値があるのならば、本当にそういうのも市のホームページとかふるさと納税の中で取り入れていくような、巢南のもともとの巢南の柿というのがあるということも大体職員も知っておりませんので、私は自分で栽培しておってその柿が違うということも分かって、今は富有柿一体の中で流通がされていますので、その辺りについてももう少し調べて売り出せるといいますか、活用ができるのならばふるさと納税の中でも進めていきたいことを思っており、時間がなくなってしまって申し訳ございませんが、お答えとさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。

ちょっとこれは余談ですけど、巢南柿の生みの親はうちのおやじなんです。それだけ、ちょっと関係ございませんけど、ちょっとPRだけさせていただきます。

では、これで終わります。以上でございます、どうも。

○議長（広瀬武雄君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（広瀬武雄君） 以上で、本日に予定されておりました一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3 時51分

